

高島市文化財保存活用地域計画



令和3（2021）年
高島市教育委員会



高島市文化財保存活用地域計画 目次

序章

1. 計画作成の背景と目的	1
2. 地域計画の位置付け	2
3. 計画期間	6
4. 計画の進捗管理と自己評価の方法	6
5. 高島市文化財保存活用地域計画における文化財の定義	7

第1章 高島市の概要

1. 自然的・地理的環境	8
2. 社会的環境	18
3. 歴史的背景	27

第2章 文化財の概要と特徴

1. 指定文化財の概要と状況	32
2. 埋蔵文化財	35
3. 未指定文化財	38
4. 文化財の特徴	39

第3章 歴史文化の特徴

1. 交通の要衝の影響	40
2. 山の恵みと産業	41
3. 水辺の生活文化	41

第4章 文化財の保存と活用に関する現状と課題

1. 文化財の保存と活用に関する現状	42
2. 文化財の保存と活用に関する課題	51

第5章 文化財の保存と活用に関する目標と方向性

53

第6章 文化財の保存と活用に関する方針と措置	
1. 文化財の保存と活用に関する方針	54
2. 文化財の保存と活用に関する措置	55
第7章 関連文化財群	
1. 関連文化財群の設定	61
2. 高島市の関連文化財群	61
3. 関連文化財群の保存と活用に関する課題	80
4. 関連文化財群の保存と活用に関する方針	82
5. 関連文化財群の保存と活用に関する措置	83
第8章 文化財の防災・防犯	
1. 文化財の防災・防犯に関する課題	88
2. 文化財の防災・防犯に関する方針	88
3. 文化財の防災・防犯に関する措置	90
第9章 文化財の保存と活用の推進体制	
1. 推進の基本的な考え方	92
2. 地域住民との協働による文化財の保存と活用への取り組み	93

序章

1. 計画作成の背景と目的

滋賀県北西部に693km²の面積を有する高島市（以下、本市とする。）は、緑豊かな山林から流れ出る清流、豊富な湧水、多くの河川や内湖、そして琵琶湖という多種多様な水の恵みを受けて営まれてきた水辺の生活文化と、それにまつわる文化財が数多く存在する。このことは本市の地域特性として評価され、これまでに複数の遺跡・名勝地・文化的景観が国の指定や選定を受けて史跡、名勝、重要文化的景観になっている。特に、市内では3地域が重要文化的景観に選定され、琵琶湖と水の関わりの中で育まれてきた豊かな歴史文化が、今も暮らしと共に息づいていることが明らかになっている。さらに選定後にはそれぞれの地域で、地域住民を主体として立ち上げられた水辺景観まちづくり協議会による文化的景観の保存と活用を目指した活動が続けられている。また、平成27（2015）年には、本市を含む県内10市域に構成文化財が存在する日本遺産「琵琶湖とその水辺景観—祈りと暮らしの水遺産—」が認定されている。特に白鬚神社しらひげを始めとした本市域の構成文化財は、水辺に住む人達が作り上げた美しい景観で、ほかでは見ることの少なくなった日本の原風景として、多くの見学者を集めている。本市ではこうした観光資源としての活用や、地域団体による見学者の受け入れ体制整備を更に進めることを、文化財の保存と活用の重要な手段と位置付け、推進している。

一方、少子・高齢化や人口流出に伴う地域コミュニティの希薄化や伝統行事への関心の低下により、文化財の保存や継承を取り巻く環境は年々厳しくなっており、さらなる文化財の価値づけや保存にかかる新たな取り組みが必要となっている。

また、平成17（2005）年1月にマキノ町・今津町・朽木村・新旭町・安曇川町・高島町という6町村が合併して誕生した本市は、山林・平野・琵琶湖を含む広大な面積を有しており、これまでは地区ごとの文化財の特徴の明確化や、文化財の総合的な把握を行ってこなかったことにより、それぞれの文化財を個別に把握・発信するにとどまっていた。このため、観光コースの設定や、効率の良い見学コースの設定にも課題が残っている。

町村合併から16年が経過し、行政課題であった市民病院の改築、支所機能の見直し、市役所庁舎の増築が完了し、まちづくりの基盤作りが進んだ。ここで、本市の文化財を総合的・一体的に把握し、歴史文化の特徴を再認識するとともに、積極的な活用の基盤や、確実な保存収集の施設などの環境整備を進める段階に至ったと言える。

このような背景を踏まえ、「第2次高島市総合計画」に掲げる「住みたい、住み続けたいまちの実現」を目指し、市内の文化財の状況を的確に把握し、保存・活用を総合的・計画的に推進することを目的に、「高島市文化財保存活用地域計画」（以下、本計画とする。）を作成する。

2. 地域計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりにおける行政運営の指針となる最上位計画「第2次高島市総合計画」に示す施策項目のうち、「郷土愛と誇りを育むひとづくりの推進」と「誰もが住みたくなる生活環境の整備」を具現化するための分野別計画として位置付ける。また、景観、観光、環境、防災等の関連計画およびこれまでに策定されている個別の文化財保存活用計画等を踏まえ、本市の文化財全般に関する保存・活用・整備の方針や取り組みを定めたものとする。

なお、令和2(2020)年3月に策定された「滋賀県文化財保存活用大綱」では、滋賀県の文化財の保存・活用の方向性として

- ① 文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進
- ② みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり
- ③ 文化財の多種多様な活用推進
- ④ 文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保
- ⑤ 文化財を維持するための資金の確保

という5つの柱を設定していることから、本計画についても、この方向性を踏まえたものとする。

(1) 第2次高島市総合計画における文化財の保存活用の位置付け

平成29(2017)年3月に策定した第2次高島市総合計画(2017~2026年度)では、将来目標像を「水と緑 人のいきかう 高島市」とすると共に、今後10年間のまちづくり方針を「高島の「恵み」と「誇り」を最大化!! - 住みたい、住み続けたいまちの実現 - 」とし、それを推進する6つの政策分野を定めている。さらに基本計画としてそれぞれの政策分野に基づく施策体系を構築し、施策の推進を図ることとしている。

この中の「あゆむ 子育て・教育」分野においては、施策項目の一つに「郷土愛と誇り育むひとづくりを推進」することを掲げ、「歴史・文化の情報発信と次世代への継承」や「郷土の先人に学ぶ心の教育の推進」によって、「地域を知り地域に学ぶ機会をつくる」ことが示されている。さらに、「せせらぐ 暮らし・文化」分野では、「誰もが住みたくなる生活環境を整える」ことを施策項目に掲げ、「日本遺産や水辺景観の継承と活用」によって「水を大切に作る生活環境を保全・継承」することを方針にしている。

また、「かもす 産業・経済」分野でも、「豊かな自然や恵みを活かした観光を推進」することを方針に、日本遺産や重要文化的景観を始めとした高島の魅力や暮らしを活用した観光プログラムの開発やルート構築の推進を行うことを示している。

(2) その他行政計画における文化財の保存活用の位置付け

ア. 高島市都市計画マスタープラン

高島市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、「里山・里住・里湖をつなぐ結の都市づくり」を基本理念として、平成24（2012）年（変更は平成29（2017）年）に定めた。その基本目標の1つに「恵まれた自然や歴史と地域文化を活かした都市づくり」があり、これまで地域の人々が培ってきた文化的蓄積や生活スタイル、景観等を保全し、地域の誇りとして都市づくりに活かすこととしている。

さらに具体的な市街地および集落整備の方針として、「伝統的な町屋等の保全」が掲げられ、寺社や茅葺民家、歴史を感じる町屋、そして重要文化的景観選定地域などの集落景観は、様々な手立てを講じて保全に努めると共に、新築にあたっては、瓦や板壁を用いて伝統的な工法によるなど、周辺と調和した新たな景観形成に向けてのルール作りを進めるとしている。

また、都市および集落等の景観形成の方針については、「景観形成推進区域内の景観形成」および「暮らしの営みと一体となった景観形成」が掲げられ、重要文化的景観の保全を市民連携のもとに進めることや、地域の営みと自然、歴史が調和した本市らしい景観を形成している箇所の保全や景観の創造に努めることとしている。

イ. 高島市景観計画

高島市景観計画は、景観法第8条に規定する景観計画として、平成19（2007）年10月に策定した。これに先立ち、本市は、平成17（2005）年11月18日をもって景観行政団体となっている。「高島市景観計画」では、「高島にしかない景観を積極的に保存や活用し、地域にとってはもちろんのこと、そと（来訪者）から見ても、豊かな地域を象徴する景観づくりを進める」ことを基本理念とし、これを踏まえて4つの良好な景観形成に関する方針を定めている。中でも特に「人から人へと受け継がれてきた景観」や「日常の暮らしにおいて、地域独特の気候や土地の状態を利用して作り出された文化的景観」は重要視され、景観形成推進区域の中には「文化的景観地区」および「水辺景観地区」が定められている。なお、「文化的景観地区」に定められる3地域は、いずれも文化財保護法に基づく重要文化的景観に選定されている。

ウ. 高島市文化振興計画

平成29（2017）3月に作成された高島市文化振興計画は、第2次高島市総合計画に基づき、「継承と創造、文化でつながるまちをめざして」を基本理念とし、この実現のために6つの基本目標を定めている。その一つ目として挙げられているのが「水と暮らしに彩られた文化財産を保全、継承します」であり、重点施策として「文化的景観の保全と活用」、「文化財への理解促進」、「文化財の保存と活用」を示している。

エ. 第2次高島市環境基本計画

平成29（2017）年3月に策定された「第2次高島市環境基本計画」では、目指す環境像を「水と緑と人を大切に、自然と共生するまち」と定め、これを達成するための具体的施策の一つに「自然景観・文化的景観の保存」を明記している。

オ. 高島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期/2020年度～2024年度）

高島市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、高島市人口ビジョンを踏まえ、地域の実状に応じた今後5年間の基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもので、平成2（1990）年3月に、第2期計画を策定した。ここでは、施策の一つに「おいでよ、高島！水と緑、食や歴史を活かした観光まちづくりプロジェクト」があり、この中では「歴史や文化財を活用した観光振興による地域力の向上」を図ることを示している。

カ. 高島市食育推進計画（第3次/2020年度～2024年度）

「食べよう 伝えよう 高島の食」をスローガンとして、令和2（2020）年3月に策定した。3つの基本方針の一つに「つたえる～高島市の食と風土をいかした食育の推進～」があり、恵まれた自然環境と暮らしを結びつけてきた先人の知恵や技術が数多く存在する高島の食文化を継承することを示している。さらに、目標実現のための具体的な取り組みとして、湖魚の料理体験教室、郷土料理講習会の開催、高島の発酵文化の推進を掲げている。

キ. 高島市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、平成28（2016）年8月に策定した。この計画では、予想される災害に対して予防対策を定め、施設設備の防災対策を推進するとともに、文化財被害発生時には文化財等の被害を最小限に抑えるための取り組みを記している。

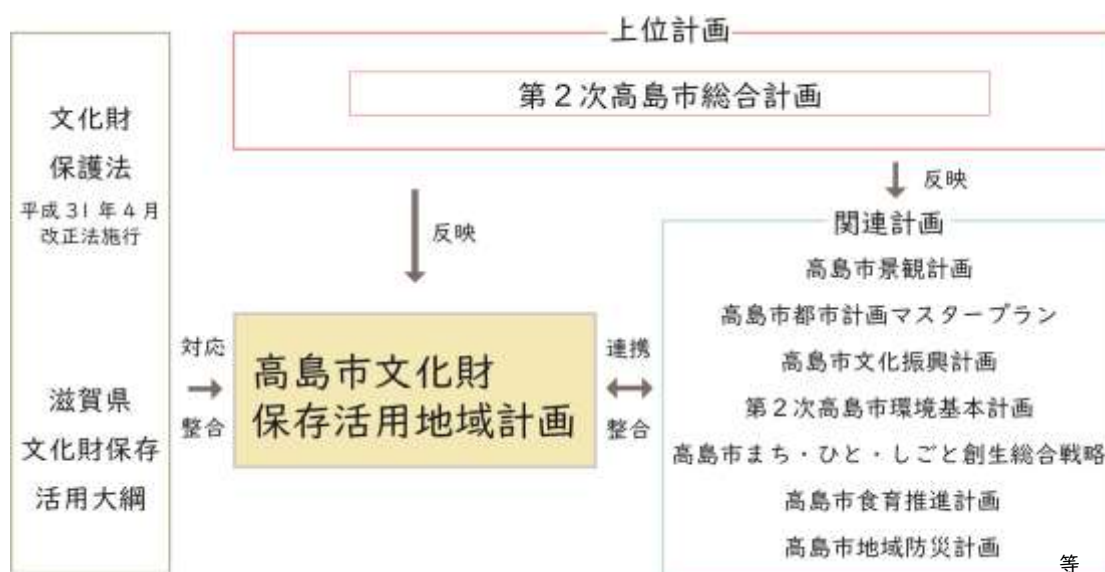


図1 文化財保存活用地域計画と関係計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から、令和12（2030）年度までの10年間とする。なお、現行の第2次高島市総合計画は令和8（2026）年度までを計画期間とすることから、令和7（2025）年度には、必要に応じて本計画の見直しを行いながら、次期総合計画との整合を図ることとする。

4. 計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画は計画期間が10年間と長期にわたるため、計画期間を5年間ごとの前後期に分けて、進捗の管理と自己評価を実施する。

まず、前半の5年経過時点で、社会的な要因や財政状況を踏まえ、事業計画の進捗状況の確認と自己評価を実施し、中間評価を行う。その評価結果を踏まえ、後期の事業計画について必要な更新・修正を加え、後期により効果的な取り組みができるよう事業の推進を行う。なお、自己評価の結果により、事業計画の更新・修正が必要となった場合は、まず外部の有識者によって組織される「高島市文化財保護審議会」に諮問を行い、審議会で審議の上、文化財保護法に基づき、文化庁長官に変更の認定を受ける。なお、軽微な変更を行った場合は、変更の内容について、都道府県を經由して文化庁へ情報提供することとする。

さらに計画期間の10年経過時には、後期の進捗確認・自己評価を行い、次期計画作成時の計画立案・事業計画に取り組む。

このように、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)からなるPDCAサイクルを繰り返すことで、本計画に掲げる将来像の実現に向けたより効果的な取り組みができるように努める。

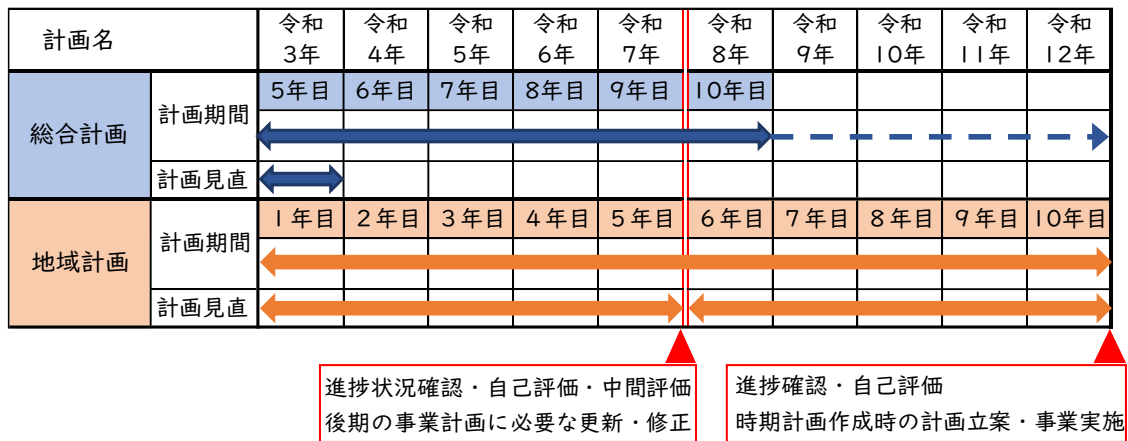


図2 計画期間及び進捗・計画評価のスケジュール

5. 高島市文化財保存活用地域計画における文化財の定義

本計画で扱う対象は、文化財保護法に定められる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群等の指定・未指定等文化財のみでなく、本市の歴史・文化を理解する上で重要な自然環境や景観、地域の伝承や習慣、人々の伝統的な活動等を含むものも「文化財」として扱うこととする。

具体的には、本市の歴史文化を理解する上で重要な「食文化」「景観」「人物」「伝統産業」「自然・気候」についても、計画対象の文化財として扱い、検討を進めることとする。

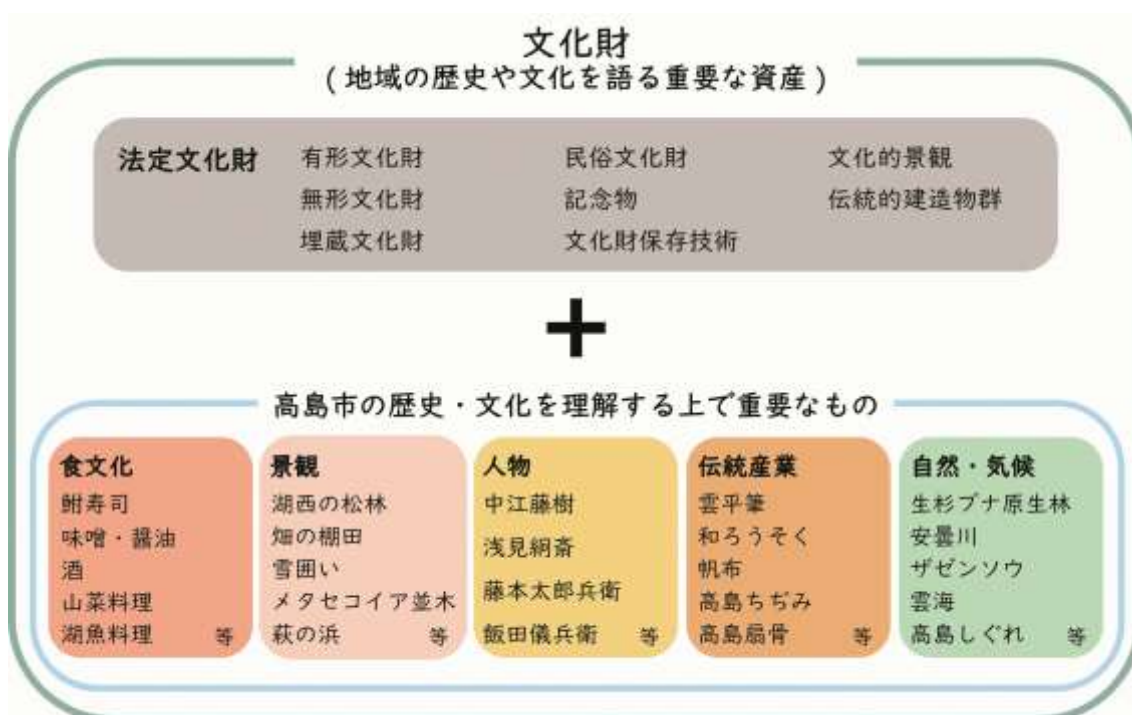


図3 本計画で文化財として扱う対象

第1章 高島市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置と概要

本市は、滋賀県北西部に位置し、総面積は約693km²、東西約31.1km、南北約31.3kmの市域を有している。市域の約3割、約182km²が水域であり、そのほとんどを琵琶湖が占める。

東は一部長浜市に接しているが、大部分は琵琶湖に面し、南西部は比良山地を境に大津市と京都府、北西部は野坂山地を境に福井県に接している。



図4 周辺と都道府県を含めた広域の位置図(国土数値情報[湖沼、行政区画データ]を加工して作成)

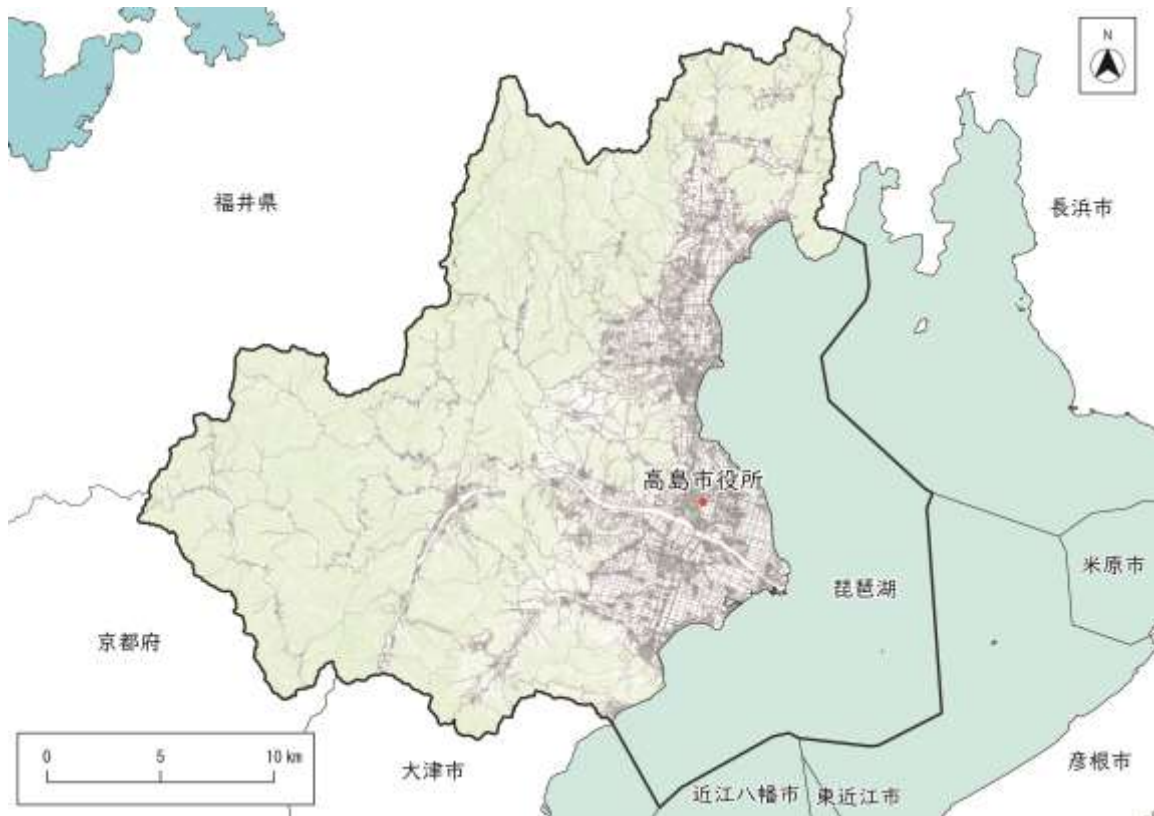


図5 拡大の位置図（国土数値情報〔湖沼、行政区域データ〕、基盤地図情報〔基本項目データ〕を加工して作成）

（2）地名

高島の地名は、大宝元（701）年の国・郡・里制度で定められた郡名である「高島郡」に始まると考えられている。文献上では7世紀後半に成立したとされる『上宮記』からの引用の一書に「汗斯王（彦主人王）弥乎の国高嶋宮に坐しける時」とみえるのが最初で、その後は、『万葉集』や『延喜式』にも高島の名前が登場する。なお、訓は「太加之万」で、タカシマと考えられる。

大宝令によって高島郡内とされた地名を見ると、「三尾」、「高島」、「木津」など現在につながるものが多く、その位置についてもほぼ特定ができています。また、それ以外の地域についても、「善積」や「大処」など中世の荘園や寺社領に由来をもつ名称が多く、地名をとおして地域の歴史や領主の変遷等を知ることができる。

明治22（1889）年の町村制施行により海津村・剣熊村^{けんくま}・西庄村・百瀬村・川上村・今津村・三谷村・新儀村^{あいは}・饗庭村^{あど}・広瀬村・安曇村^{あど}・青柳村・本庄村・高島村・大溝村・水尾村^{くつき}・朽木村が成立した。同35（1902）年に大溝村が町制施行、39（1906）年に今津村が町制施行、昭和15（1940）年に安曇村が町制施行。同18（1943）年4月29日に高島村・大溝町・水尾村が高島町に、同29（1954）年1月3日に広瀬村・安曇町・青柳村・本庄村が安曇川町となる。さらに同30（1955）

第1章 高島市の概要

年1月1日に、海津村・剣熊村・西庄村・百瀬村がマキノ町に、川上村・今津町・三谷村が今津町に、新儀村・饗庭村が新旭町となった。

平成17（2005）年にマキノ町・今津町・新旭町・安曇川町・朽木村・高島町という旧高島郡6町村の合併により本市が誕生した。令和3（2021）年3月時点で、市内には、203の自治会があり、この多くが、江戸時代の村名を引き継いだ集落名となっている。



図6 明治22年の町村制施行時の行政区域(国土数値情報[湖沼、行政区域データ]を加工して作成)



図7 明治～昭和の高島郡の行政区域（国土数値情報〔湖沼、行政区域データ〕を加工して作成）

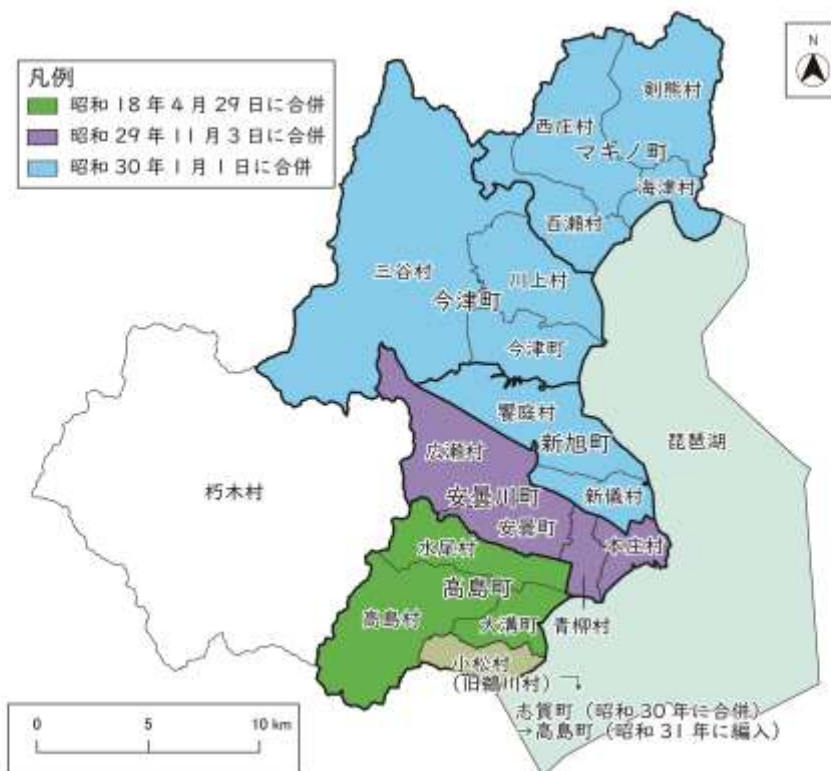


図8 昭和の合併時の行政区域（国土数値情報〔湖沼、行政区域データ〕を加工して作成）

(3) 地形・地質

滋賀県の地形は、琵琶湖を中心とした近江盆地を形成しており、その周りに古琵琶湖層からなる丘陵・段丘や扇状地・三角州がほぼ同心円状に配列するという地形である。滋賀県の南部や東部では沖積平野がよく発達しているのに対し、北部や西部では丘陵・台地・低地の分布間隔が狭く、直線的な断層崖と急斜面を流れる溪谷が多いことが特徴であり、奥山から湖岸まで多様な環境が存在している。

本市は琵琶湖の北西部に位置し、北部に野坂山地、南部に比良山地が広がっている。両山地の間には古琵琶湖層からなる饗庭野台地、泰山寺野台地が広がっており、市域の約半分が標高300mを超える高所部であり、奥山では550m以上の標高となっている。高所部の大半が緑豊かな森林に覆われており、陸地面積の約72%を占める。そこから流れ出る清流は、台地を東西に横断する河川や地下水脈となり琵琶湖へ注いでいる。河川は北から順に、百瀬川・石田川・安曇川・鴨川等があり、平野部が乏しい琵琶湖西岸地域において、比較的広い沖積平野を形成する主因となっている。市内の沖積平野は、安曇川・鴨川によって形成された南部平野部と石田川・百瀬川・知内川によって形成された北部平野部に大別でき、多くの住民が居住するとともに、特徴的な文化的景観を形成する場となっている。

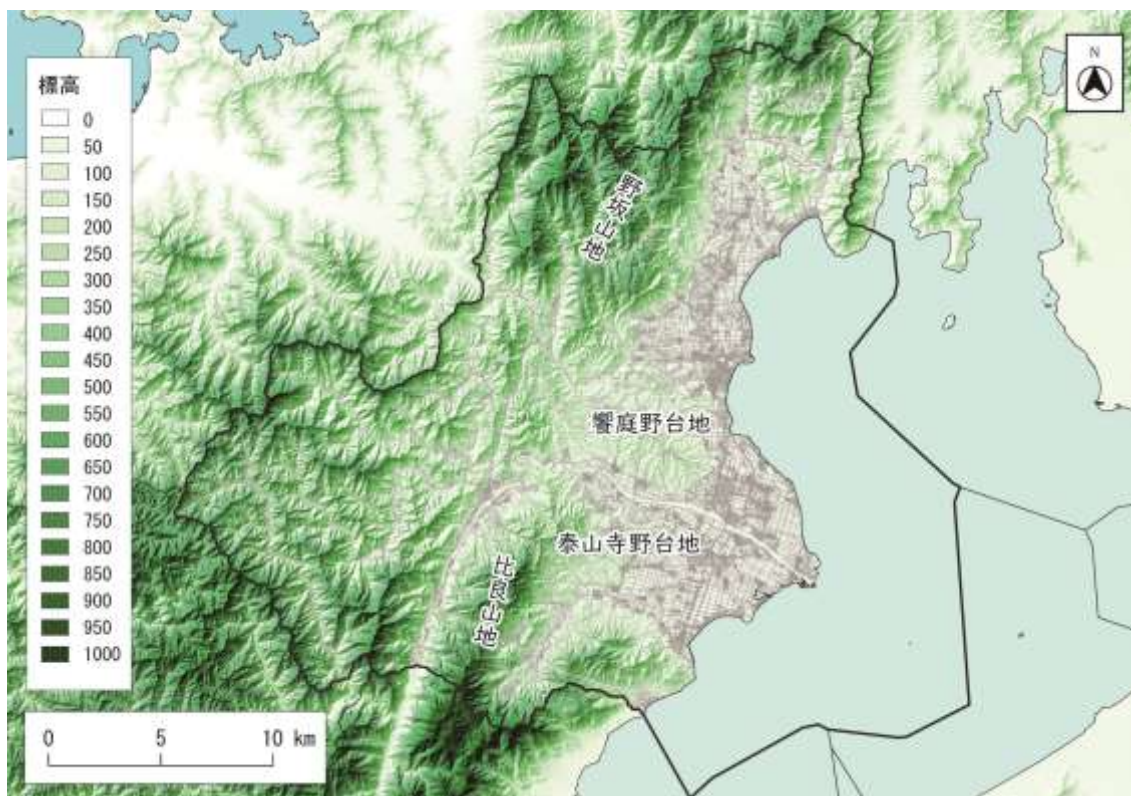


図9 地形図 (国土数値情報〔湖沼、行政区画データ〕、基盤地図情報〔基本項目データ、数値標高モデルデータ〕を加工して作成)

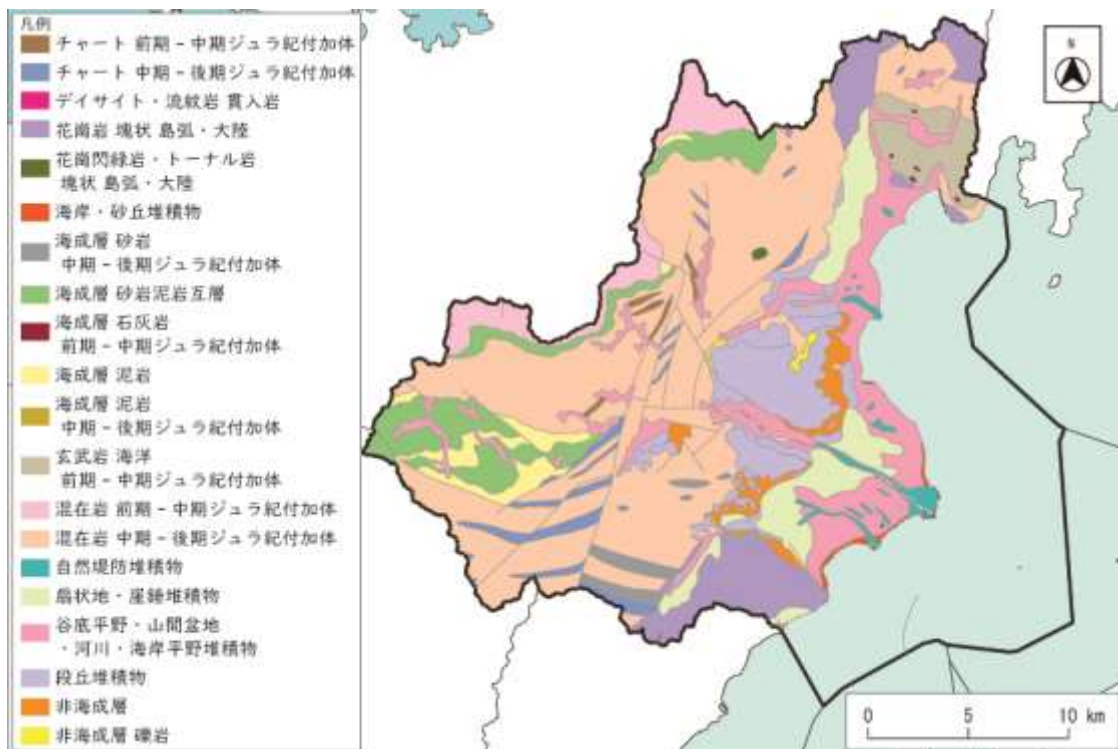


図10 地質図 (20万分の1日本シームレス地質図V2 [産総研地質調査総合センター]、国土数値情報 [湖沼、行政区画データ] を加工して作成)

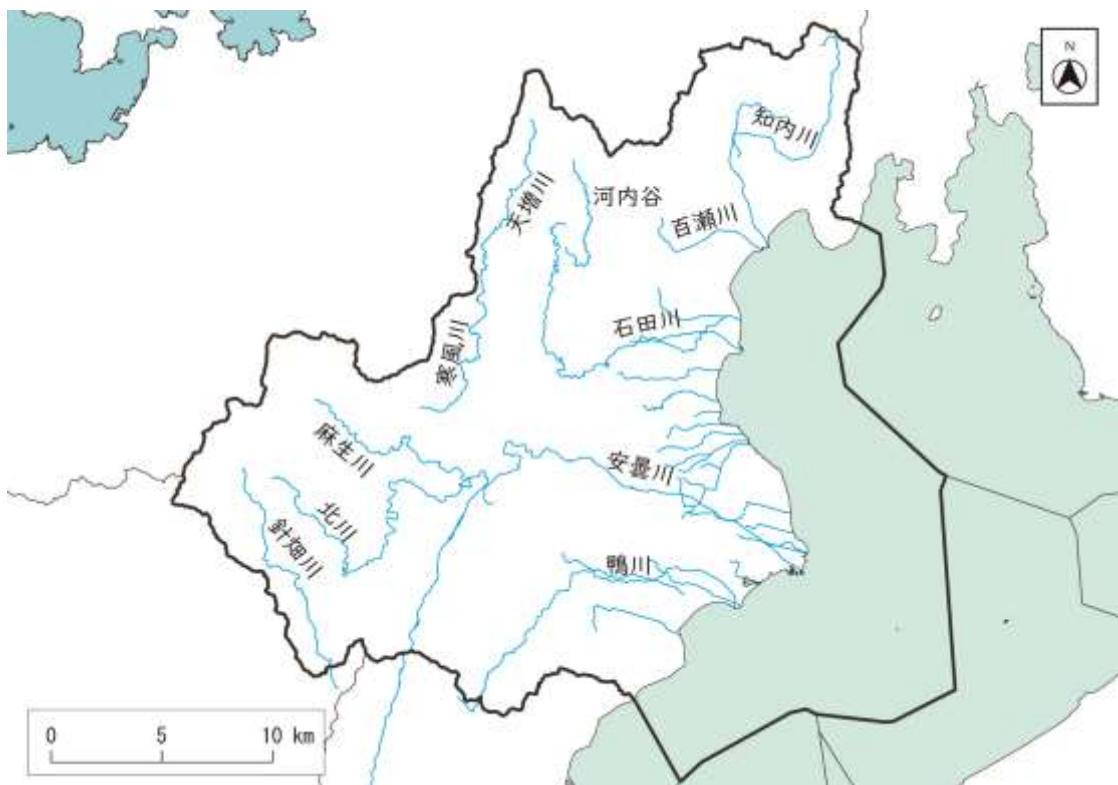


図11 河川図 (国土数値情報 [湖沼、河川、行政区画データ] を加工して作成)

(4) 気候

本市の気候は、日本海側気候であり、冬には若狭湾から伊勢湾に向けて吹く季節風の影響で積雪が多く、厳しい寒さとなる。年平均気温は12.8℃であるが寒暖の差が激しく、厳冬期には気温は-9℃に達する年もある。年間降水量は2,300mm前後であり、晩秋には、空一面が灰色の雲に覆われ、冷たい小雨となる「高島しぐれ」と呼ばれる降雨が続く。また、市西部の山間部では、放射冷却によって霧・層雲が広域に発生する雲海が見られる。特に紅葉が色づく10月下旬～11月上旬に朽木小入谷峠から見下ろす雲海は、絶景として知られる。

積雪量は近年減少する傾向にあるが、平野部でも一度に20～40cm程度は積もることがある。

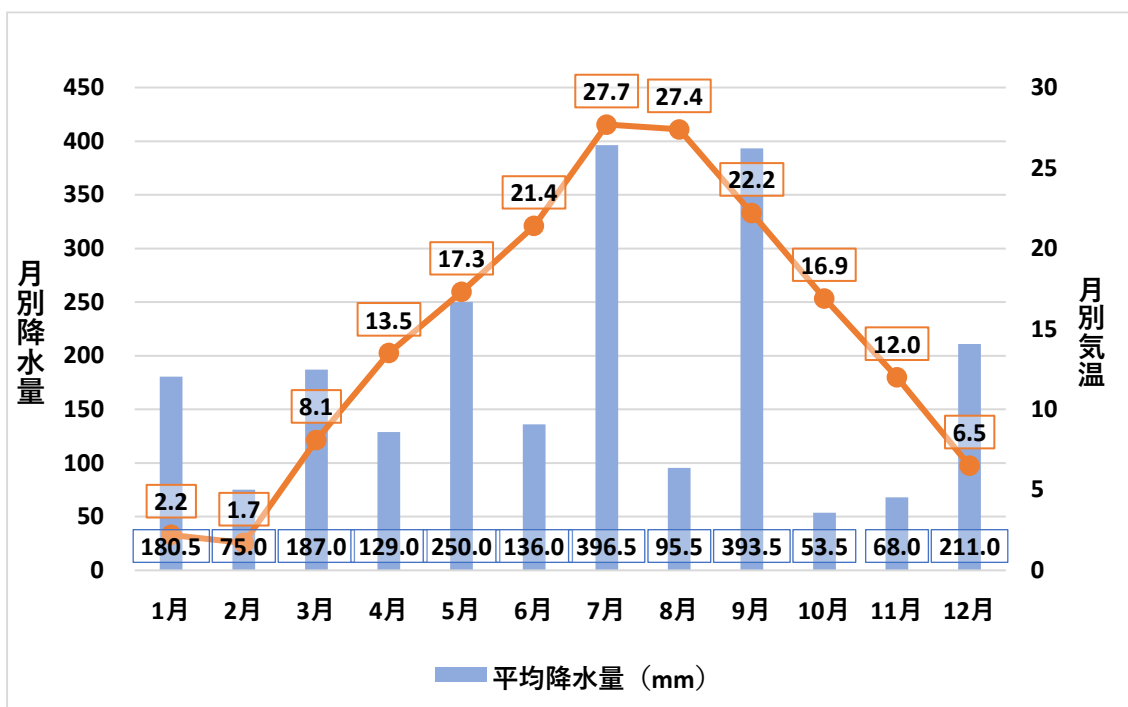


図12 年平均気温と降水量¹

¹ 出典：高島市統計書 平成31年／令和元年度（2019年）版

(5) 生態系

森林や農地、琵琶湖や河川などの多様な自然環境を有する本市には、それぞれの環境をすみかとする動植物が数多く生息・生育している。

また、冬期の積雪により特徴づけられる日本海側気候区に属することから、分布の中心が日本海側にある植物や、琵琶湖湖岸の植物、琵琶湖だけに見られる固有の魚や貝など、特有の動植物がたくさん見られる豊かな地域でもある。

確認される動物は、サル・タヌキなどの哺乳類からホタルなどの昆虫類まで多岐にわたっている。特に琵琶湖には、60種類を超える固有種を始めとする多様な生物が確認されているが、近年の外来魚の繁殖による琵琶湖および周辺地域の生態系への影響が懸念されている。なお、市内で生息が頻繁に確認される天然記念物では、ニホンカモシカとオオサンショウウオがあげられる。

また、市内には、琵琶湖、大小の水路、内湖、ため池、湿地、ビオトープ等の多彩な水域が存在し、そこには多くの魚類や湿地特有の植物が生息する。魚類では、琵琶湖の沖合環境に生息するアユ、コイ、フナ類、ニゴイ、ビワマス、ハス、ウグイなどがあげられ、これらは主に琵琶湖を生息場所としているが、産卵期になると内湖や河川に遡上する回遊型の魚類が多い。これらは、エリ漁やヤナ漁の漁獲対象種として、本市の食文化の形成には欠かせないものである。

また、今津町弘川の湿地等には、ザゼンソウの群生地が存在し、南限に近い自生地として貴重である。

本市の森林植生は、冷温帯と暖温帯、日本海側と太平洋側のいずれの気候区にもまたがっているため、極めて多様性に富んでいる。県自然公園の特別地域に指定される生杉のブナ林には、ブナ・トチノキ・ホオノキ・イタヤカエデなどの高木が生え、多雪地帯に適応したエゾユズリハ・ハイイヌガヤなどの日本海要素の植物が多く見られる。一方、平地では、江戸時代に安曇川の氾濫を防ぐために堤防上に植えられたマダケや、信仰の対象として守られてきた社寺林等、人の生活に関わる森林が多く見られる。社寺林にはスタジイ・ウラジロガシ・サカキ・カヤ・ヒノキ・スギなどの常緑高木が多く、生き物が豊富に住む貴重な環境ともなっている。

(6) 景観

本市の地形は、川、琵琶湖、段丘などの要因がかかわり、水と緑の豊かな自然景観が形成されている。

市域西部には山地が連なり、山林、渓谷、滝などの景観が広がっており、花の山として有名な赤坂山や朽木渓谷といった景勝地が散見される。

市域中央部には、複数の河川が作り上げる扇状地や沖積平野が広がり、JR湖西線の駅等の周辺には市街地が形成され、その郊外部には視界の開けた田園景観が広がっている。また、マキノ町郊外のマキノ高原に通じる県道287号線沿いのメタセコイヤ並木は、新・日本街路樹百景の一つに選ばれると共に、四季折々の美しい景色が話題となっていて、近年は多くの観光客を集めている。

市域東端は琵琶湖に接し、日本の渚百選に選ばれる「萩の浜」、日本の白砂青松百選に選ばれる「湖西の松林」、日本さくら名所百選に選ばれる「海津大崎の桜」など、全国的に知られた景観地が数多く存在している。

こうした景観を始め、自然とその地域に住む人々の暮らしが作り上げた水辺の文化的景観が現在も良好に残っていることは、本市の特筆すべき特徴である。本市域の文化的景観は、河川、湧水、内湖、琵琶湖という自然がもたらした豊富な水を、無駄なく循環させながら暮らしの中に取り入れた水辺の生活文化が作り上げたものである。これらが現在にまで息づいていることは、市域東部に3箇所的重要文化的景観が存在することでも明確である。

2. 社会的環境

(1) 人口の動向

本市の総人口は、平成27(2015)年の国勢調査では50,025人となっているが、現在までは、年々減少が続いている。これまでの推移を見ると、戦後に人口が急増したが、高度経済成長期(1950年代～1970年代)には緩やかに減少し、昭和50(1975)年には、5万人を割り込んでいる。その後、平成12(2000)年にかけて緩やかに増加したものの、同年の5万5千人をピークに減少に転じている。

また、年齢3区分別人口の推移を見ると、生産年齢人口(15歳～64歳)は、微増傾向で推移してきたが、平成12(2000)年の3万4千人をピークに減少に転じた。

年少人口(0歳～14歳)は、1970年代前半の第2次ベビーブーム(1971年～1974年)により横ばいの時期があったものの、長期的に減少が続いている。

一方、高齢者人口(65歳以上)は、平均寿命の延びを背景に一貫して増加が続き、平成7(1995)年に初めて年少人口を上回った。今後も令和7(2025)年まで増加が続き、令和27(2045)年には、生産年齢人口を上回ると推計されている。

総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後急速に人口減少が進み、令和17(2035)年には40,000人を、令和32(2050)年度には30,000人を割り込み、令和47(2065)年には約21,000人になるとされている。

こうした人口減少の傾向は、空き家の増加にも表れている。平成25(2013)年の市内の空き家は5,650戸で、空き家率は23.5%となっている。これは、滋賀県平均の12.9%を大きく上回り、県内で最も高くなっている。

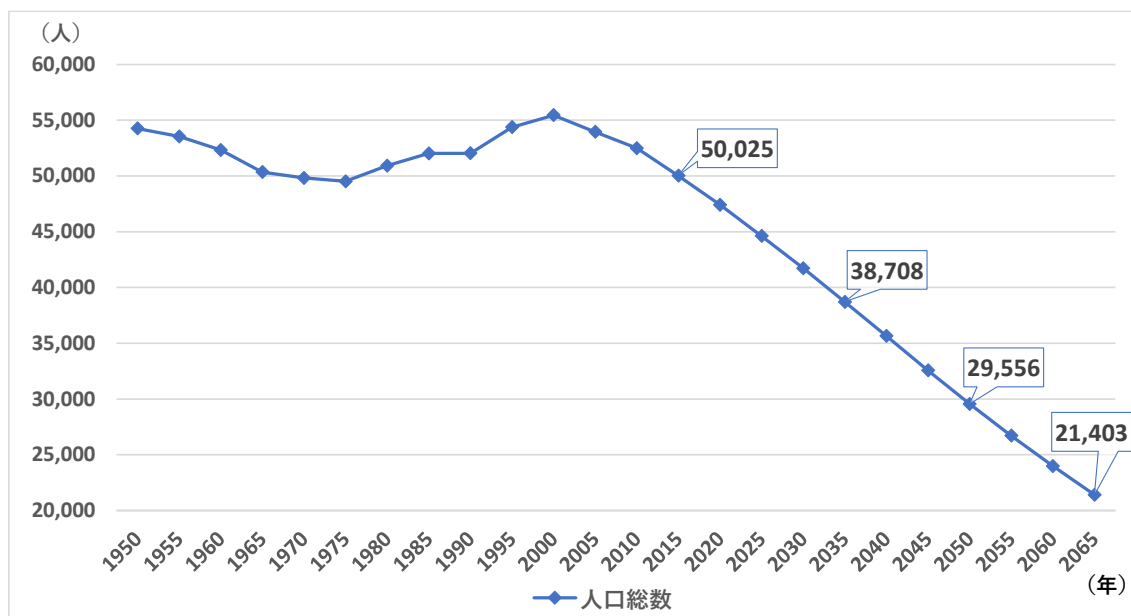


図14 本市の人口²

² 出典：高島市統計書 平成31年／令和元年度(2019年)版、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計

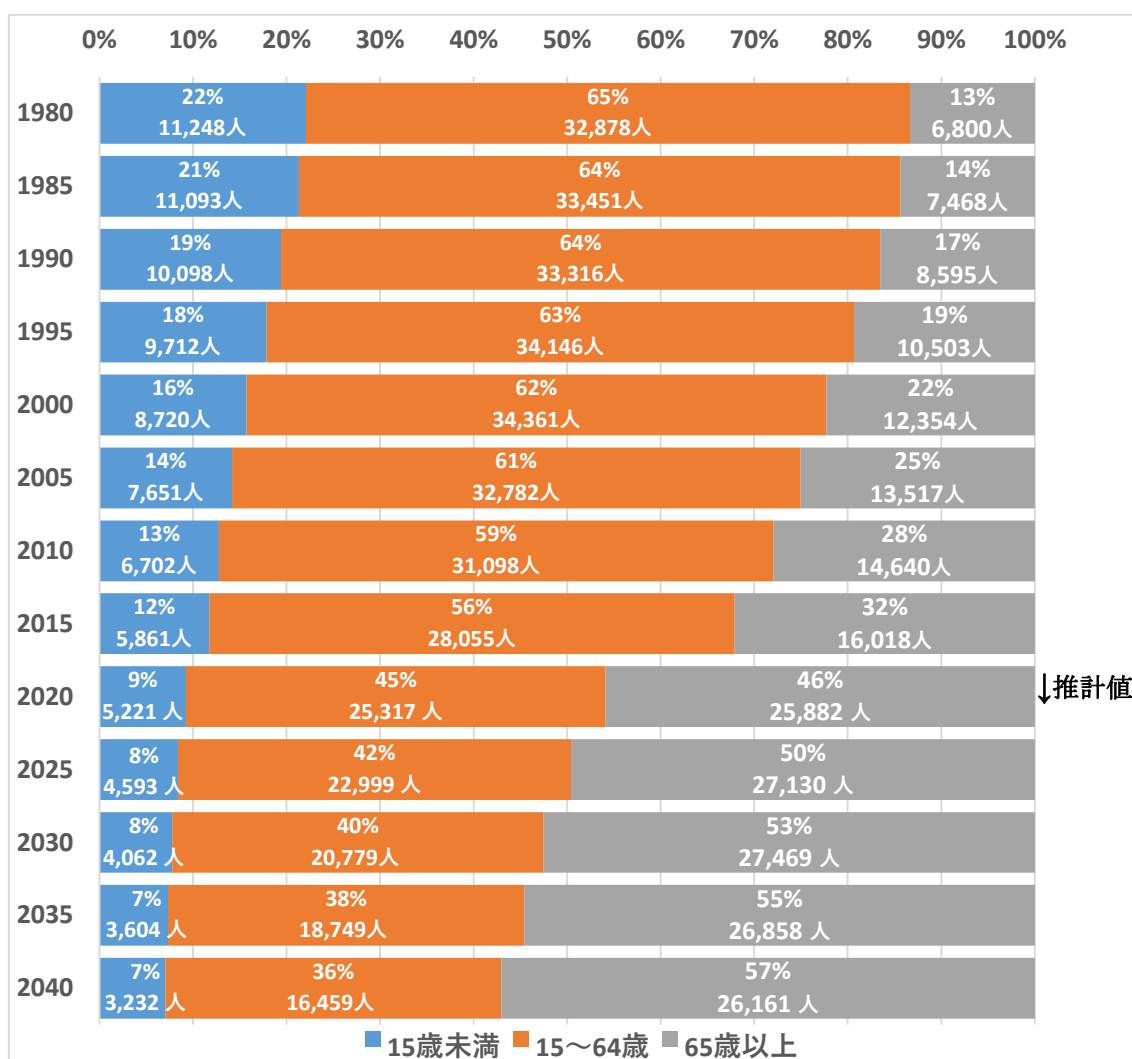


図 I 5 本市の人口構成の推移³

³ 出典：高島市統計書 平成31年／令和元年度（2019年）版

(2) 交通

本市周辺は古来より交通の要衝であり、日本海と古代の都をつなぐ古代の官道、北陸道（西近江路）や若狭道、中世から近世かけて整備されていった七里半街道、九里半街道、若狭街道（鯖街道）など多くの街道が本市を通過している。また、近世に発達した湖上交通の拠点として、海津・今津・木津・船木・勝野といった港が置かれた。

古代の北陸道については、そのルートや設定時期について諸説があるものの、各地に残る関係地名やルート周辺の発掘調査等から、おおよそのルートと役割が明らかになっている。こうした官道沿いには、その後多くの主要施設や集落が置かれ、そのルートは、現代の国道整備にも引き継がれていくことになる。



図16 主な街道概略図（国土数値情報〔湖沼、行政区域データ〕、基盤地図情報〔基本項目データ〕を加工して作成）

近現代にはそれまでの主要街道に沿って、国道161号、303号、367号といった幹線道路が整備されている。古代の北陸道（西近江路）を踏襲する形で整備された国道161号は京阪神地域と北陸地域を結び、九里半街道に沿って整備された国道303号が、福井県若狭町と若狭街道（鯖街道）に沿って整備された国道367号と合流し大津市・京都市を結んでいる。

その他の道路としては、小浜朽木高島線、太田安井川線、海津今津線の主要地方道と琵琶湖岸を通る北船木勝野線、安曇川今津線などの一般県道が整備されている。

鉄道は、昭和49（1974）年開通のJR湖西線で、市域に6駅が整備され、また

平成18（2006）年秋には、北陸本線長浜駅から湖西線永原駅間の直流通により、琵琶湖環状ルートが実現するなど、鉄道輸送の機動力は大きく前進している。また、湖西線は全線が高架であるため、強風により運行への影響が見られ、JR西日本により防風柵の整備が行われた。

バス交通や乗り合いタクシーについては、西日本ジェイアールバス、江若交通、湖国バスおよび市営バスの運行路線のほか、近江タクシー、大津第一交通による乗り合いタクシーの運行が行われている。これらの運行は、小中学生や高校生の通学や高齢者の日常生活を支える交通手段として、重要な公共交通となっている。

湖上交通に関しては、琵琶湖汽船および近江トラベルが経営する観光船があり、今津港からは竹生島（長浜市）へ向かう定期船が発着している。その他、奥琵琶湖マキノグランドパークホテル棧橋、海津大崎からそれぞれ発着がある。



図17 交通網図（国土数値情報〔湖沼、行政区、緊急輸送道路、鉄道データ〕、基盤地図情報〔基本項目データ〕を加工して作成）

(3) 産業

ア. 農業

農林業センサスによれば、平成27(2015)年度の総農家数は2,407世帯で、25年前の平成2(1990)年度と比較すると約半数に減少している。そうした中、市内の農産物直売所の売り上げは増加傾向にあり、農産ブランド認証制度の確立を始めとした「高島産」農産物の生産拡大と魅力を高める取り組みが進められている。

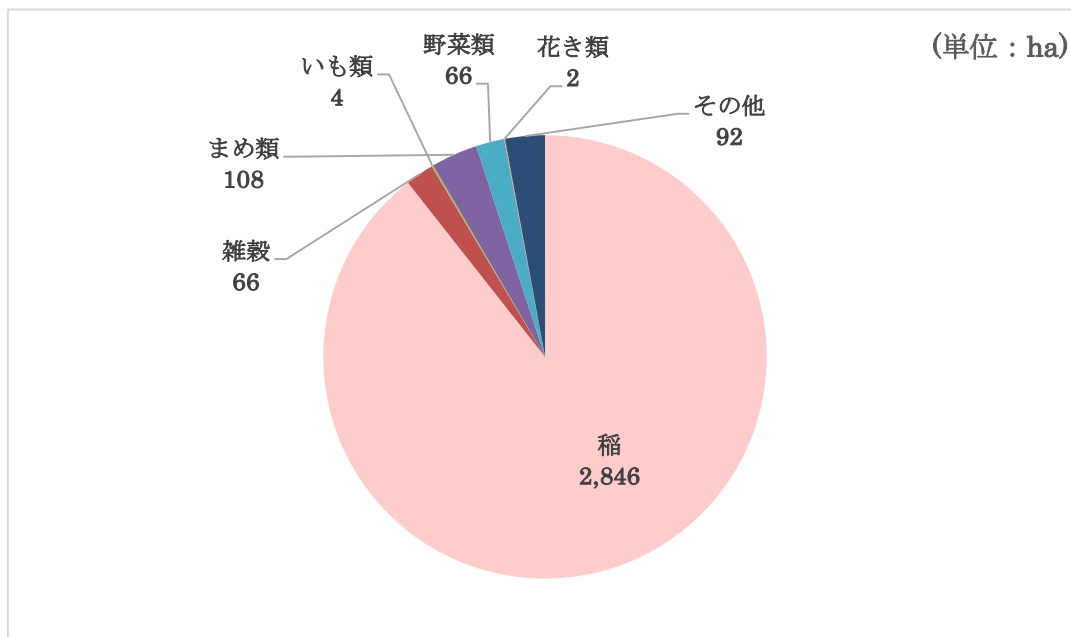


図18 作物の類別収穫面積⁴

イ. 林業

林業においては、経営体数が平成27(2015)年度は125世帯で、平成12(2000)年度の245世帯と比べ約半数に減少している。一方で、森林経営計画に基づいた継続的・安定的な森林経営の推進や、森林所有者や境界等の森林情報の収集が進められている。また、クアオルトやセラピー等により森林が持つ多面的機能の活用や高島産木材の活用の推進等が図られている。

ウ. 水産業

水産業では、琵琶湖や主要河川での伝統的漁法による漁業が続けられている。市内の漁業組合の組合員数は、平成23(2011)年度は436名、平成26(2014)年度は426名と概ね横ばいとなっている。また経営体数自体は横ばいであるが、販売額100万円以上の経営体数は減少している。

⁴ 出典：2015年農林業センサス

エ. 伝統産業

本市における伝統産業・地場産業としては、全国シェアの約90%を誇る扇骨生産のほか、発展を続ける高島ちぢみや高島帆布といった高島織物がある。また400年の伝統がある雲平筆などもよく知られている。

●高島扇骨

扇骨の製造は、江戸時代、安曇川の堤防に生えている「マダケ」を利用したことに始まる。当初は、安曇川左岸の新旭町新庄や太田で、農閑期の仕事として零細的に作られていたが、明治時代に安曇川町西万木の井保寿太郎が会社組織を作り、近代産業へと発展させた。現在も、本市での年間加工数は100万本弱で、滋賀県扇子工業協同組合の組合員数は、20事業者となっている。



扇骨の白干し

●高島織物

江戸時代から生産が続く高島ちぢみや、始めは主に工業用として使用された高島帆布の生産は、昭和20年代後半から30年代に農家の農閑期の仕事として盛んとなり、30年代後半には機械化により、農業との兼業化が進んだ。織物にシボ（凹凸）状のシワを作った高島ちぢみは、吸湿性に優れた日本の風土に適した被服素材として知られ、高島晒協業組合の加工高は、年間5万6千反となっている。

●雲平筆

「うんべいふで雲平筆」の名称で知られる毛筆製作は、安曇川町上小川の藤野家に伝わっている。記録によると、藤野家が筆師となって雲平を名乗ったのは元和年間（1615～1623）で、以後代々毛筆製作を続け、天平筆、筆龍藤巻筆、大師流筆、定家流筆等、和紙を腰に巻く巻筆の技法を今に伝えている。

第1章 高島市の概要

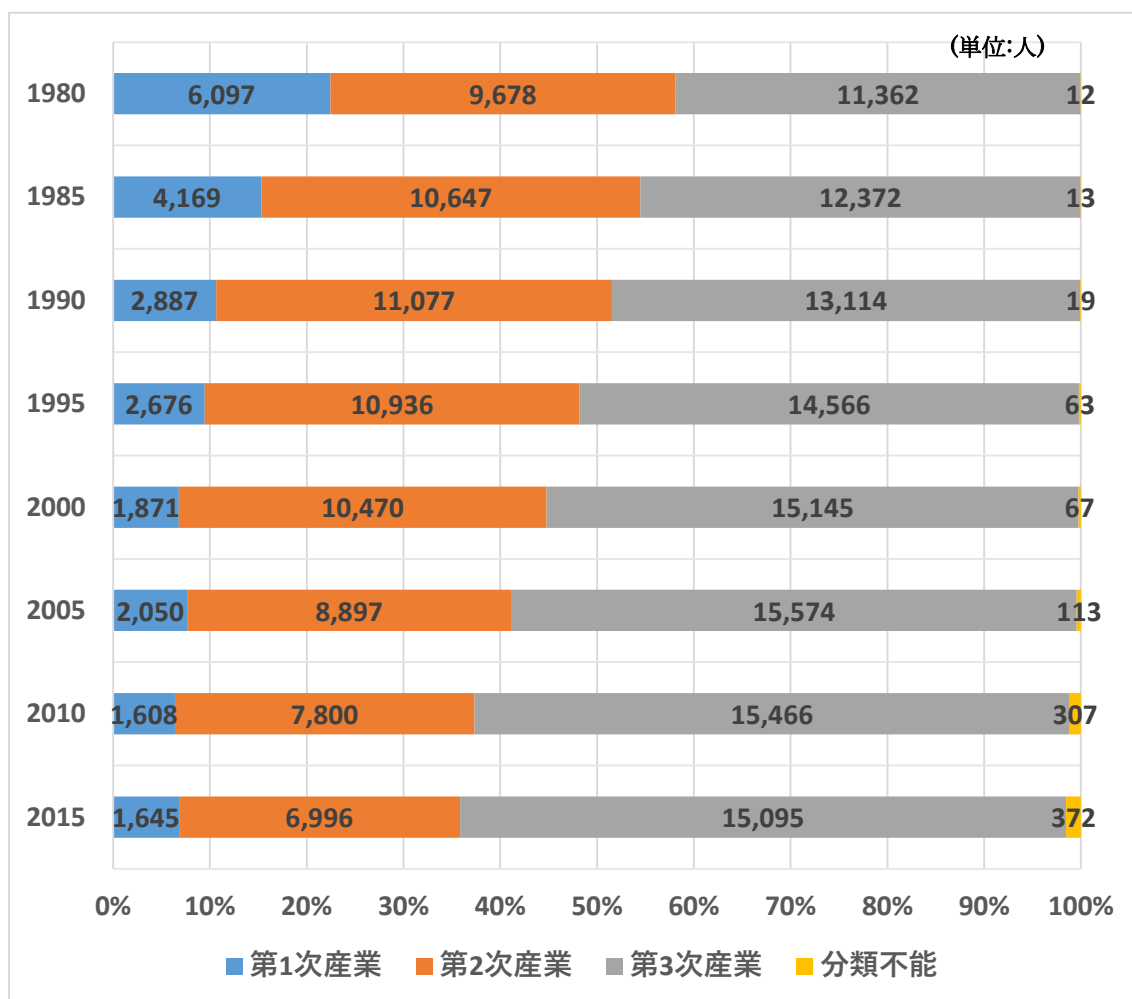


図19 産業別就業者数の比 (国勢調査より)

オ. 観光

全国から選ばれる百選が15も選ばれ、特に水や森に関係するものが多いのが特徴である。特に、新・日本街路樹百景に選ばれた「メタセコイア並木」は、近年人気急上昇し、四季を問わず、多くの観光客で賑わっている。さらに、日本遺産「琵琶湖とその水辺景観」の構成文化財の一つである白鬚神社の湖中に浮かぶ朱塗りの鳥居は、若者の間で撮影スポットとして知られ、こちらも市内屈指の観光スポットになっている。

また、日本における陽明学の祖といわれる中江藤樹^{なかえとうじゅ}の出生の地で、藤樹が弟子に教えを伝えた藤樹書院跡や周辺の関連施設も観光資源の一つとなっている。

本市は、京阪神から約2時間程度の日帰り観光圏内に位置し、令和元（2019）年度の年間の日帰り観光客数は、約417万人で、県下第4位となっている。

目的別ではスポーツ・レクリエーションが41.7%、歴史・文化が6.9%、また宿泊施設や道の駅利用が44.5%となっている。

月別延べ観光客数を見ると、ハイキング、キャンプなどのシーズンを迎える4月から11月にかけて多く、夏休み期間の8月期がピークとなっている。また、市内には、スキー場を始め、キャンプ場や温泉施設もあることから、延べ観光客に占める宿泊客の割合は、10.9%と県下で第3位となっている。



図20 観光スポットの分布図（国土数値情報〔湖沼、行政区域データ〕、基盤地図情報〔基本項目データ〕を加工して作成）

第1章 高島市の概要

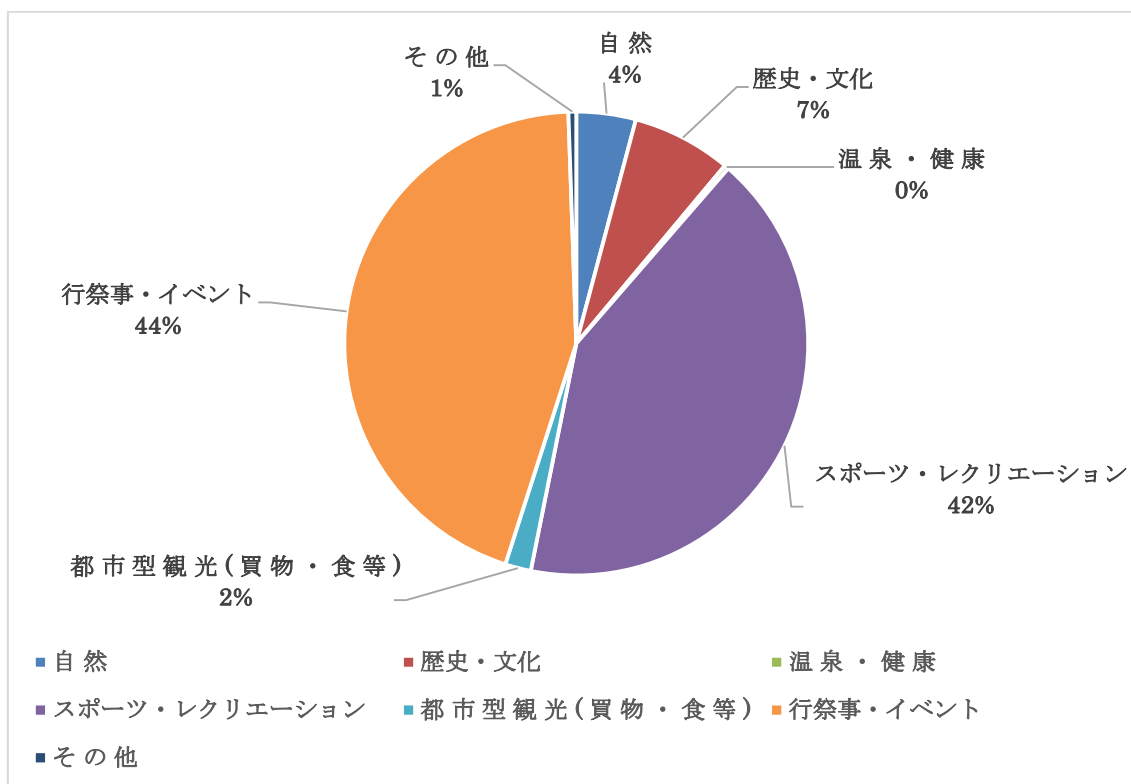


図2-1 令和元年度の目的別観光客数（滋賀県観光入込客統計調査より）

3. 歴史的背景

(1) 原始・古代

本市域での人々の生活は約1万年前から始まっていたと考えられ、日置前遺跡等からは縄文時代以前の石器が出土している。安曇川・鴨川が形成する市域南部の広い扇状地には、針江遺跡群等を始め、弥生時代からの人々の生活を示す遺跡が複数存在している。また、鴨遺跡や南市東遺跡等複数の時代にまたがって存続した遺跡も確認されており、長期にわたって人々の暮らしが維持されてきたことがうかがえる。鴨遺跡は、縄文時代早期から近世までの複合遺跡で、「朝」字銅印や若狭国「遠敷郡」の文字が書かれた荷札等が出土し、郡衙または公的な管理施設があったと考えられている。また、安曇川町田中の南市東遺跡は、弥生時代中期から中世までの遺跡が存在するとともに、朝鮮半島系の陶質土器が出土していることから、渡来人が居住した遺跡であると考えられる。

古墳時代には、鴨川右岸に市内最大の前方後円墳である鴨稻荷山古墳が造営されている。鴨稻荷山古墳からは、朝鮮半島の文化的影響を受けた冠・沓・魚佩・耳飾等が出土し、この地域の先進的な文化、大陸とのつながりを示している。被葬者と考えられる三尾氏は、継体大王の擁立に関わったと考えられる古代豪族で、市内には、田中王塚古墳や平ヶ崎王塚古墳等こうした氏族の首長クラスの古墳が複数存在している。



鴨稻荷山古墳出土宝冠（複製品）



田中王塚古墳

一方、西部の山地には、早くから都の建築用材を調達するための杉が置かれたことがわかっている。伐り出された材木は、筏に組まれ、安曇川等の流れを利用して、琵琶湖岸まで運ばれ、そこからさらに京や奈良の都へ運ばれるという河川交通による流通システムが構築されていた。古代においては、安曇川河口のほか、木津や勝野津が要地であったと考えられる。また安曇川河口の北船木には、京の上賀茂神社の御厨が設けられ、漁場としても発展していたことがわかっている。

律令制下では幹線交通路の整備も進められた。高島郡内には、都と若狭国・越前国等の北国諸国をつなぐ北陸道、都と若狭国と琵琶湖をつなぐ若狭道等の大小の道が通り、その沿道や湖上交通との結節点となる場所には集落が形成され、要所には公的な建物等が設置された。北陸道と若狭道の分岐点近くに位置する今津町の弘川遺跡からは、30棟ほどの掘立柱建物の遺構が発見されており、奈良時代の官衙施設、あるいは郷倉が建てられた場所ではないかと考えられている。同じ頃、高島郡内は郡郷に編成され、『和名類聚抄』には郡内に「神戸・三尾・高島・角野・木津・桑原・善積・川上・大処・^{ともゆい}鞆結」の10郷が置かれたことが記されている。

また古代高島の地は、たびたび政権を争う戦乱の舞台となったことでも知られる。これは、本市域が奈良の都と陸上・湖上両方のルートでつながっていたことや、有力豪族の本拠地であったこと等が要因と考えられる。

近江大津宮を開いた天智天皇の後継をめぐって天武元(672)年に勃発した壬申の乱では、美濃国(岐阜県)を通して近江国へ攻め込んだ大海人皇子軍が、琵琶湖北岸から湖西へ廻り込み、大津宮に向かう途中「三尾城」で大友皇子軍との戦闘に及んでいる。「三尾城」の所在地は明確ではないが、恐らくは現在も三尾の名称が残る勝野付近の山麓に存在した砦であったと考えられている。

壬申の乱から約90年後、孝謙上皇政権下の天平宝字8(764)年に勃発した藤原仲麻呂の乱では、平城京から越前国へ向かおうとした仲麻呂と、それを追う孝謙上皇軍が高島郡内で戦闘を繰り広げることとなった。最後の戦闘の場となったのが「勝野の鬼江」(現、乙女ヶ池)で、戦いに敗れた仲麻呂は一族郎党とともにこの地で捕らえられ、斬罪に処せられたと伝えられる。

(2) 中世

平安時代後半頃になると、貴族や大寺院の権威を背景とする荘園が市域各地に見られるようになる。剣熊庄・大処庄・鞆結庄・海津庄・海津西庄・開田庄・善積庄・河上庄・木津庄・船木庄・田中庄・古賀庄・比叡庄・高島庄・音羽庄・加茂庄・朽木庄・子田上杣・針畑庄等がそれで、加えて万木郷・三重生郷・横山等の中世郷の存在も知られている。また、複数の中世記録に「高島南郡」の名称が見えることから、市域は大きくは南北に分割されていたと考えられる。また「善積郡」の名称も使われていたと考えられる。

鎌倉時代になり、佐々木信綱の次男・高信が田中郷の地頭となって「高島氏」を名乗った。その後、高信の子孫は高島越中・平井・朽木・横山・田中・永田の諸氏に分かれ、山崎氏を加えて高島七頭と呼ばれて高島郡内に割拠するようになる。彼らは郡内各地に居館や本拠を守るための砦を築いた。市域には現在もこれら居館や砦の痕跡が数多く存在し、国史跡清水山城館跡や田中城跡、永田城跡等として知られている。

朽木庄を本拠とする佐々木一族の朽木氏は、室町幕府の側近として活躍し、その子孫は戦国の動乱を生き抜き、江戸時代を通して、朽木の地を領有した。

室町幕府の草創と共に、京の町は公武両政権が所在する政治都市になると同時に我

が国最大の消費都市となった。このことにより、あらゆる物資が京を目指して運ばれ、高島郡内を通る街道や港は商品流通の重要な舞台となった。南市（安曇川町田中）を本拠とした南市商人が若狭小浜と今津を結ぶ九里半街道くりはんかいどうの通行権をめぐって湖東の商人と相論となったほか、保坂ほうざか（今津町保坂）におかれた関の権益をめぐって、幕府や守護大名の六角氏が争ったことなどが記録に残っている。

また、鎌倉時代に新しく起こった仏教の教えは、郡域に住む人々の間に急速に広まった。市域では特に曹洞宗開祖の道元、浄土真宗の蓮如の布教によって、多くの仏教信徒と寺院が誕生した。



田中城跡



蓮如上人御影道中

(3) 近世

天正6（1578）年、織田信長の甥にあたる織田信澄が、高島郡を領有することとなり、新庄（新旭町）から城を移し、大溝の地に大溝城を築いた。大溝城は琵琶湖や内湖の水を巧みに利用した水城であり、城の西側には職人町を造り、北側には商人・職人・寺院などを移住させて、商家の町並みが造られた。こういった城下町の町割りには、ほぼ現在に続いている。



大溝城跡天守石垣



大溝城下の町並み

天正10（1582）年、高島郡は丹羽長秀に与えられ、翌年からは豊臣秀吉の支配地となった。この年の杉原家次知行目録によると、郡内で27,487石余りを有している。

第1章 高島市の概要

江戸時代に入った元和5（1619）年、大溝藩2万石の藩主として大溝の地に入った分部光信は、水路や街路を整備するとともに、武家屋敷と町家地区を区切り、軍事・経済両面を備えた近世的な城下町の形成に努めた。

郡域には、幕府領・各国の藩領・旗本領・寺社領が交錯し、一つの村に複数の領主が存在する相給村も多く存在した。寛永石高帳によると、村数は148にのぼったという。

生業は、農村部・湖岸の村それぞれで恵まれた資源を活かした農林水産業が行われ、それぞれの村が形成されていった。特に、市域においては、豊富な水を活かして続けられる林業や農業、清廉な湧水を活かして行われる醸造業、川沿いや湖岸の村々での漁業等、さまざまな水辺の生業の発展がみられる。

街道および湖上航路の整備が進むとともに、市域を行き交う人や物は急速に増加し、拠点となる宿場や港町が発展した。越前と琵琶湖を結ぶ海津、若狭との結節点である今津と木津、安曇川船運の終点・船木、大溝藩の外港である大溝などには港が置かれ、それぞれの港町では、船問屋や旅館等が繁栄した。

市域の生業においては、山林に依拠するところが大きいため、山の境界をめぐる山論、また漁場をめぐる相論が度々起こっている。こうした相論では、訴訟のために村の代表が京都や江戸へ出張する機会もあり、費用の面でも村には負担が重くのしかかった。

平野部では、米・豆・麻・綿等を主な産物とする農業生産が主体で、正徳年間ころからは、郡域南部で農家の副業として高島ちぢみの生産が始まり、現在に引き継がれている。

安曇川町上小川で生まれ、日本陽明学の祖ともされる中江藤樹は、その地で私塾を開いて多くの人に教えを伝え、近江聖人と呼ばれた。また新旭町太田で生まれた浅見綱斎あさみけいさいは京都の山崎闇斎やまざきあんさい門下で名をなし、儒学者として活躍した。



今津宿の石垣



中江藤樹墓所

(4) 近代～現代

明治維新後の高島郡は、明治4（1871）年7月の近世の入り組み支配を踏襲した県の設置を経て、11月には近江国に設置された大津県と長浜県（翌年に犬上県と改称）のうち長浜県の管轄下に入ることとなった。この2県は、翌5年9月に滋賀県となった。

明治11（1878）年には、江戸時代からの村の自治機能を復活した郡区町村編成法が制定され、今津村の曹沢寺そうたくじに郡役所が開設された。その後、明治18（1885）年の連合戸長役場制を経て、明治22（1889）年の町村制施行により、高島郡には17の村が成立している。

町村制が施行された明治22（1889）年、新旭町北部から今津町南部に広がる饗庭野台地あいはらのが、正式に陸軍に買い上げられ、第四師団の管理下に置かれるようになった。以後、饗庭野は陸軍の演習場として、その役割の重要性が高まり、明治40年代には敷地が拡張され、兵舎も建設されていく。大正に入ると、多くの兵士が演習にやってくるようになり、今津町今津では彼らを顧客とした商家が軒を連ね、新しい町が形成され、その後の経済発展に大きな影響を与えた。

湖上・陸上交通面では、まず明治2（1869）年に琵琶湖に蒸気船が登場したことがあげられる。数年の間は個人経営による蒸気船の運営が続くが、明治15（1882）年には太湖汽船会社たいこが設立され、高島郡の大溝・船木・深溝・今津・海津に栈橋が建造された。

大正10（1921）年3月、江若鉄道こうじやくてつどうが大津で運行を開始し、昭和2（1927）年には、郡民の悲願であった鉄道が高島郡内を走るようになった。路線は少しずつ北へと延伸、昭和6（1931）年に今津までが開通した。



饗庭野演習場



江若鉄道の開通

第2章 文化財の概要と特徴

1. 指定等文化財の概要と状況

文化財保護法等に基づき、指定・登録・選定・選択されている文化財は、国指定・選定21件、滋賀県指定18件、高島市指定122件、滋賀県選択5件、国登録11件となっている。また、平成27（2015）年に日本遺産第1号認定を受けた「琵琶湖とその水辺景観—祈りと暮らしの水遺産」の構成文化財のうち5件が市内に所在している。

表1 指定・選定および選択、登録文化財の内訳

種別	有形文化財						無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群	合計
	建造物	美術工芸品				有形民俗		無形民俗	遺跡	名勝地	動物・植物・地質・鉱物				
		絵画	彫刻	工芸品	書跡							歴史資料			
国	3	2	8	-	1	-	-	-	2	2	-	3	-	21件	
県	3	1	2	-	4	-	-	1	-	5	1	1	-	18件	
市	18	12	43	11	16	3	-	4	7	5	1	2	-	122件	
国登録	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11件	
県選択	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	5件	
合計														177件	

(1) 国指定等文化財

有形文化財では、平安から室町期の仏像彫刻8件と書跡1件、絵画2件の美術工芸品が重要文化財に指定されるほか、建造物では、安曇川流域のみに存在する思子淵神を祀る思子淵神社本殿ほか二社が、県内でも珍しい中世の小社建築として平成27(2015)年に重要文化財に指定されている。

史跡では、近江聖人と称えられた中江藤樹の生家・私塾跡である藤樹書院跡が、大正10(1921)年に国指定となっている。史跡地内には、明治13(1880)年の火災による焼失の後に再建された書院建物が存在し、現在も藤樹の教えを伝える拠点として、公益財団法人藤樹書院が保存・管理を続けている。なお、平成18(2006)年には書院北方に位置する藤樹の墓所が追加指定されている。

また、県内に数多く存在する中世城館の一つで、戦国期の在地領主の城館跡である清水山城館跡が平成16(2004)年2月に史跡に指定されている。

名勝には、12世紀後半から13世紀前半の庭園遺構で、庭園史上の空白期を埋める貴重な価値を有する朽木池の沢庭園と、室町時代の武家庭園として著名な旧秀隣寺庭園が指定されている。

重要文化的景観については、平成17(2005)年の本市合併直後から保存活用調査を実施し、平成27(2015)年1月までに、高島市海津・西浜・知内の水辺景観、高島市針江・霜降の水辺景観、大溝の水辺景観の3地域が選定を受けている。

また、主として築50年以上の近代建築等が対象となる登録文化財については、白鬚神社社務所やヴォーリズ建築の銀行・教会・郵便局等、市内で11件が国登録有形文化財となっている。



重要文化財 小川思子淵神社本殿



登録文化財 おっきん椋川交流館

第2章 文化財の概要と特徴

(2) 県・市指定等文化財

建造物では、江戸時代の神社建築3件が県指定文化財となっている。また美術工芸品では、平安時代の仏像彫刻2件のほか、中世の大般若経や市内では数少ない大名家文書である大溝藩おおみぞはん分部家文書ぶんぶくあきもんじょが同じく県指定文化財となっている。

さらに、華麗な副葬品が出土したことで知られる鴨稻荷山古墳、大溝藩主・分部家墓所ぶんぶくあかふち、うかわしじゅうはちたいぶつ王塚古墳が県史跡に指定されるほか、江戸時代の寺院庭園である極楽寺庭園が県名勝に指定されている。また天然記念物では、平成29(2017)年に朽木のトチノキ巨木林が県指定文化財となっている。

民俗文化財では、朽木の木地屋用具とその製品が県有形民俗文化財に指定されるほか、大溝祭、七川祭、川上祭、六斎念仏踊りろくさいねんぶつが県選択文化財となっている。

なお、市指定文化財については、合併前の旧町村時代に指定を受けたものが大部分を占めている。旧町村ごとに指定候補の選定方法や調査方法、指定基準に違いがあったことから、合併当時は、旧町村間で指定状況に大きな開きが見られた。合併後は、その解消を図りつつ、各自治体史編さん時の調査結果や過去の調査の分析を進め、市文化財保護審議会での審議を経て、新指定を行っている。また令和元年度(2019)には、旧町村時代の指定物件を含め、現在の市指定文化財の個別台帳を作成した。



県指定有形文化財 遷々杵神社



県選択無形民俗文化財 川上祭

2. 埋蔵文化財

高島市内には、367件を数える周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する。遺跡には、古代の人々の営みの痕跡である集落跡が縄文時代晩期から認められ、弥生時代には、琵琶湖岸を中心とする平野部に多くの集落跡が確認されている。丘陵地を中心とした地域には、有力者の亡骸を埋葬施設に葬った古墳や古墳群が分布するほか、白鳳時代の寺院跡や戦国時代の軍事的な施設跡である城跡や館跡など、各時代を象徴する種類の遺跡が多く存在する。

文化財保護法では、これら周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業を行う場合には、事前の届出等を義務付けており、その開発等の内容によって発掘調査が実施されてきた。その件数は、年間約40件程で推移し、これらの調査成果は、『高島市埋蔵文化財発掘調査報告書』として刊行、その数は36集を数える。

本市内では、約100年程前に京都帝国大学による滋賀県指定史跡「鴨稻荷山古墳」の発掘調査を皮切りに、マキノ地域の北牧野製鉄遺跡、^{しょうらいづか}斎頼塚古墳、北牧野古墳群の発掘調査、今津地域の日置前遺跡発掘調査による古代寺院の彩色壁画片の発見のほか、新旭地域の国史跡清水山城館跡や熊野本高地性集落遺跡、高島地域の大溝城跡や鴨遺跡、朽木地域の朽木氏関連遺跡や二つの名勝庭園、安曇川地域の田中古墳群や南市東、下五反田遺跡など、多くの発掘調査が実施されてきた。

マキノ地域の先進的な古代製鉄や、安曇川地域の渡来系遺物、中国北方地域のオールドス式に類似した銅剣の鋳型など、日本海地域を介した大陸文化との直接的な繋がりや、畿内周辺地域としての交易や発展などが埋蔵文化財の特徴として認められる。



市内遺跡出土須恵器



斎頼塚古墳

第2章 文化財の概要と特徴

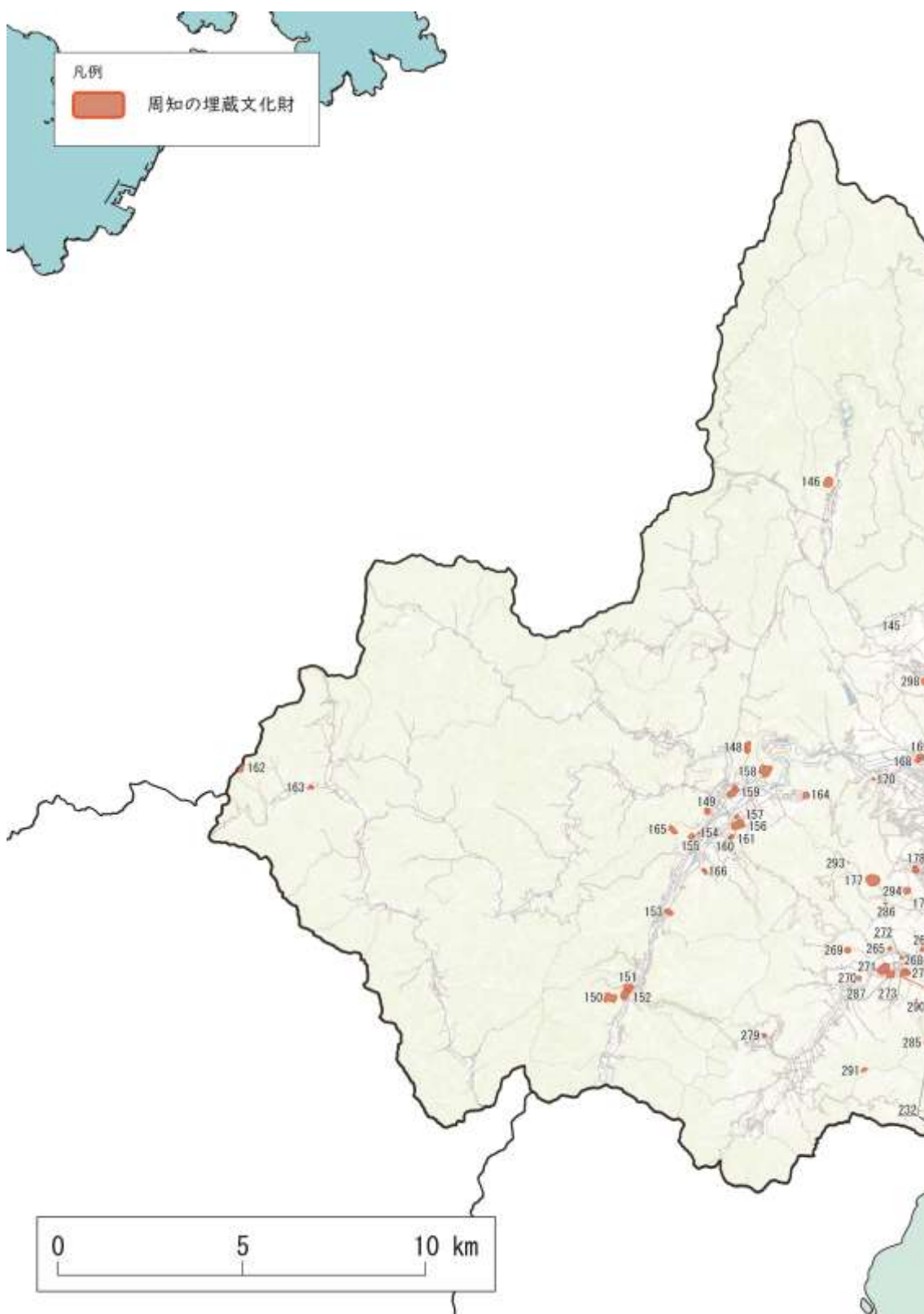
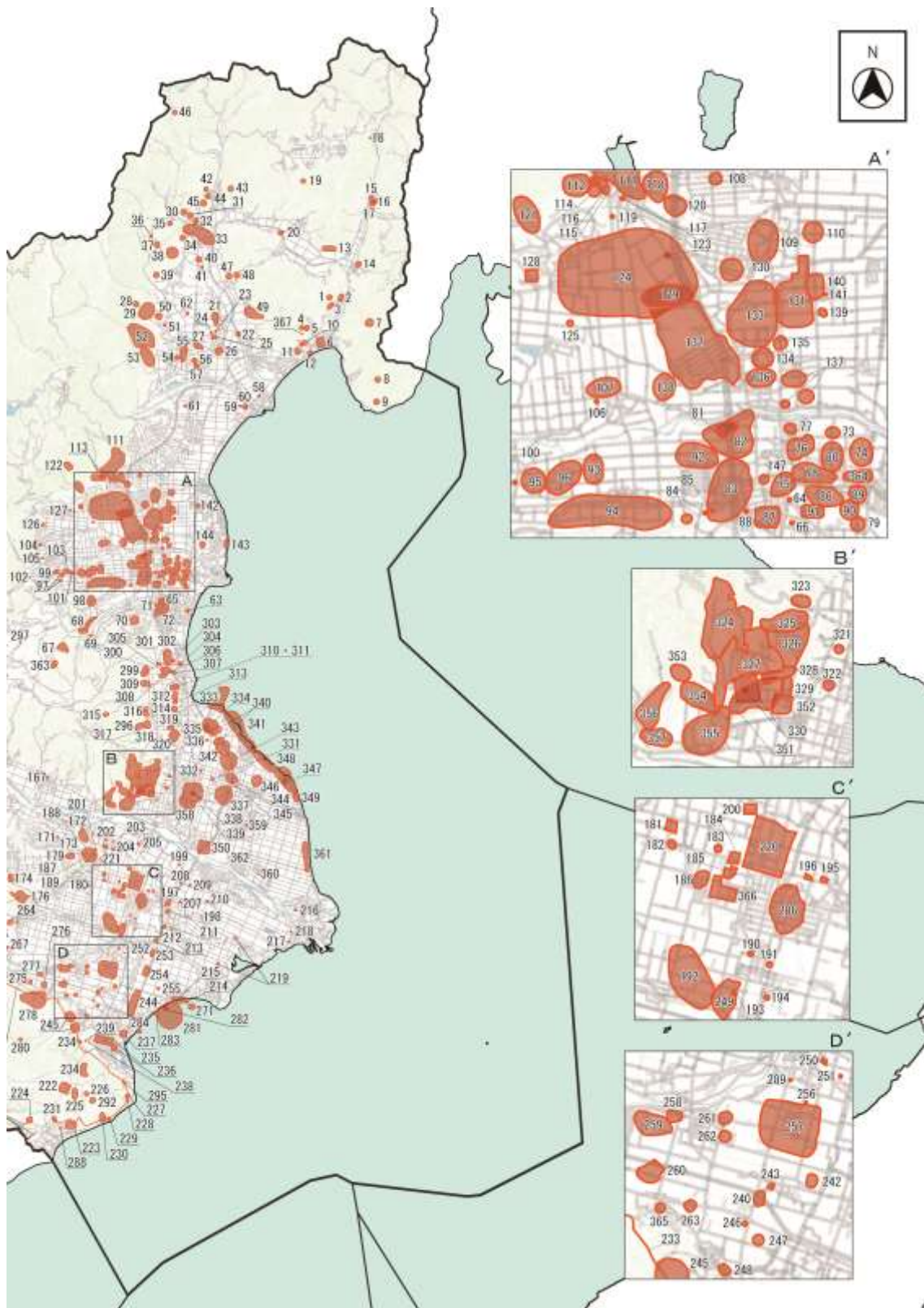


図2.2 遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）分布図（国土数値情報〔湖沼、行政区域データ〕、基盤地図情報〔基本項目データ〕を加工して作成）



3. 未指定文化財

指定等を受けていない文化財に関しても、これまでに一定の状況把握調査が行われている。

建築・建造物に関する実態把握調査は昭和50年代から県を中心に断続的に進められており、社寺建築、近代和風建築、近世民家、近代化遺産、石造建造物について、報告書が刊行されている。

古文書および歴史資料としては、滋賀県大般若波羅蜜多經調査や滋賀県所在梵音具資料調査が実施されている。その他、古道や祭礼、民俗芸能関係の文化財についても、滋賀県による調査が行われている。なお、各種報告書掲載の市内の文化財については、平成30（2018）年度と令和元（2019）年度に情報のデータベース化を行った。また、詳細な調査は未実施であるが、藤樹書院に伝来した中江藤樹関係資料および多数の漢籍類は、現在、近江聖人中江藤樹記念館に収蔵されている。

民具資料については、旧町村から引き継がれた資料が市内資料館・収蔵庫に保管されている。これらの民具資料は、本市の風土が造り出した暮らし、その地で行われてきた生業、古くから伝わる風習や先人の知恵を伝える貴重な文化財である。市所有の民具については、台帳を作成し管理を行っている。

また、発酵食や琵琶湖の魚を使った伝統食、中江藤樹を始めとする郷土の先人、棚田や湖岸の松並木等の景観、扇骨・織物等の伝統産業、琵琶湖や河川で続けられる伝統漁法での漁業、高島しぐれや雲海等も、高島の自然・風土と共に受け継がれてきた特徴的な文化財であるといえる。

なお、本計画作成にあたり、事前に行った状況把握調査では、これまでの調査の報告書および自治体史等の記載から791件の未指定文化財を把握した。

表2 未指定文化財件数

種別	有形文化財						民俗文化財		遺跡	名勝地	動物・植物・地質・鉱物	景観	その他	合計
	彫刻	工芸品	書籍・典籍	絵画	建造物	古文書・歴史資料	有形民俗	無形民俗						
計	31	36	2	71	227	50	193	107	28	10	5	1	30	791

4. 文化財の特徴

市域には、山と湖の豊かな自然環境と地勢が生み出した文化財や、様々な地域との交流・往来によってもたらされた知識や技術が作り上げた特徴的な文化財が多数存在する。

大陸や大和政権の影響を受けた埋蔵文化財のほか、山々に自生する原生林やトチノキの巨木、また自然地形が造り出した滝や渓谷、鉱物等、豊かな自然環境の維持によって保存継承されてきた文化財が多数存在することは、本市の特徴の一つである。また、それらを守るために続けられてきた風習や行事、生業等が今日に至るまで営まれ続けている。こうした自然と人の共生によって作り上げられた文化財が良好に残されていることは、本市の文化財の大きな特徴であり、それらのうち、特に重要な水辺の3地域は重要文化的景観に選定されている。

有形文化財の指定は彫刻が最も多く、国・県・市の指定件数を合わせると53件となる。これは、比叡山延暦寺の影響が見られる市内南部に多くの平安彫刻が残されていることと、市域全体に中央の寺社・貴族による荘園や杣の開発があったことによるものと考えられる。絵画については、指定点数は少ないが、重要文化財・正法寺仏涅槃図に代表されるように鎌倉から室町頃の仏教絵画の優品が多く、本市域に広まった中世以降の仏教信仰の隆盛をうかがわせる。加えて、書跡で数多く見られる大般若経經典も、本市の特徴的な文化財の一つである。滋賀県内で数多く見られるものであるが、本市にも集落ごとに寺院や神社で保管され、現在も大般若会等で転読が行われている。

建造物では、中世から近世の寺社建築の指定が多くなっている。棟札や擬宝珠銘により建造年代、願主、大工等が明らかになっているものが多く、氏子や檀家によって長年守られてきた歴史を伝えるものが多い。



洞照寺阿弥陀如来坐像



トチノキの巨木

第3章 歴史文化の特徴

本計画では本市の歴史文化の特徴を、「交通の要衝の影響」、「山の恵みと産業」、「水辺の生活文化」の3点とする。この特徴は、地理的要因と自然を背景として、それらを使った生業と文化財を認識し、さらに現在の市民の生活を作り上げた社会的・歴史的背景を広く踏まえることにより導き出した。

1. 交通の要衝の影響

古代から現代に至るまで、日本海・北陸道・東山道・琵琶湖など、畿内を結ぶ大小様々な陸路と水路を介した人や物の交流が本市に独自の歴史と文化をもたらした。

古代においては、渡来系氏族による長距離交易のほか、複数の製鉄関連遺跡から鍛冶生産などの手工業生産の発展をうかがうことができる。また、九州系石室を持つ古墳や、日本海沿岸の埋葬形態や朝鮮半島系の遺物も各地との交流の歴史を示している。古代における官道・北陸道のルートや駅、関、津の場所には諸説があるものの、これらの存在が本市の歴史文化の発展に大きく影響していることは間違いない。

中世以降の街道の発展と、北陸と琵琶湖を結ぶルートの開発は、より多くの人と物の交流を生み、経済的な発展を促した。

また、そうした地の利と経済基盤を受け、鎌倉時代末から室町時代にかけては、近江守護佐々木氏の一族から分かれた「高島七頭^{たかしましちとう}」と呼ばれる諸家が市域に割拠し、その本拠となった城館や、在地領主や土豪の館が各地に築かれた。

近世に入ると、江戸幕府による本格的な街道の整備が始まり、市域では旅人や巡礼者の急激な増加、港町・宿場町の発展が見られるようになる。このことは、近代以降の蒸気船の就航、鉄道の敷設へとつながり、現在の本市の形成に大きな影響を与えることとなった。



田中古墳群 36号墳出土状況



朽木陣屋跡

2. 山の恵みと産業

豊かな自然環境に恵まれ、豊富な山林資源を活かした産業および生活文化が生み出されたことも、本市の歴史文化の特徴である。古代から都の木材の供給地として杣が置かれ、その木材の運搬には、豊富な水量を誇る安曇川の流れが利用された。また、山林資源は、都へ運ばれるだけでなく、地元住民の生業と深くつながり、朽木地域では、^{きじし}木地師や山師が活躍した。

一方、河川や溪谷、湖沼、水路等の周辺では、水への畏敬の念に端を発する信仰等も広まった。

豊かな資源は、それらを供給する山の権利をめぐる相論にもつながり、中世から近世にかけて、多くの村々で言い分を主張するための絵図や古文書が作成され、村の自治組織の確立や連合体の形成につながった。

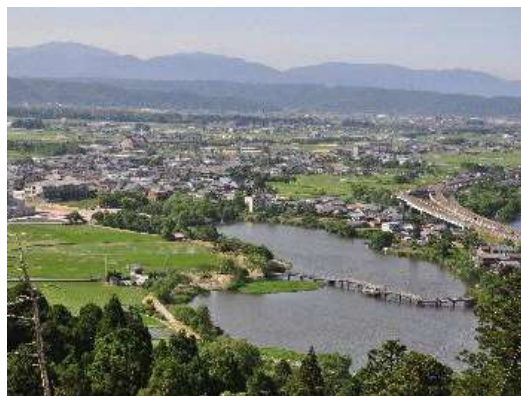


朽木の木地師製品

3. 水辺の生活文化

河川、湖、湧水など様々な水辺での暮らしを維持してきたことによる、独特の生活文化が現在にまで受け継がれている。豊かな水の恵みによって生み出された生業、祭礼、食文化、水利用に伴う独特の生活習慣、また、都に近い立地から隆盛が見られる宗教文化などは、いずれも本市の歴史文化の形成に深い影響を与え、それらが特に良好に継承されている3地域は、国の重要文化的景観にも選定されている。ここでは、自然の恵みによってもたらされた本市ならではの水辺景観が維持されていることはもちろん、水に感謝をしながらそこに暮らす人々の意識や習慣が、この貴重な水辺景観の継承につながっているといえる。

こうした湖西特有の山と湖に囲まれた地形と、そこに存在する豊かで清らかな水、それらとうまく共存を図ってきた人々の生活文化は、「水と緑 人の行き交う高島市」を将来目標像とする現在の本市の基盤になっている。



乙女ヶ池



安曇川のヤナ

第4章 文化財の保存と活用に関する現状と課題

1. 文化財の保存と活用に関する現状

(1) 調査に関する現状

本市の文化財を把握するための調査は、昭和2（1927）年刊行の高島郡史編さんに向けた調査が始まりと言える。昭和時代には、合併前の旧町村において自治体史誌の編さんが進められ、それに伴う調査が実施されているほか、名勝庭園などの確認調査等も実施されている。平成に入ると、旧町村ならびに滋賀県等によって現況調査や建造物、歴史資料（古文書）、文化的景観の調査が実施されるなど、文化財把握の取り組みが継続的に行われてきた。

① 郷土史・町村史誌の編さん

近代以降、滋賀県下では郡誌の編さんが盛んに行われ、高島郡においても昭和2（1927）年に高島郡教育会によって『高島郡誌』が刊行された。昭和40年代以降、郡内各町村で自治体誌の編さんが進められ、昭和49（1974）年に『朽木村志』、昭和58（1983）年に『高島町史』、昭和59（1984）年に『安曇川町史』、昭和60（1985）年に『新旭町誌』、昭和62（1987）年に『マキノ町誌』、そして平成9（1997）年から15年にかけて『今津町史』全4巻が刊行されている。さらに、本市誕生後の平成22（2010）年に旧朽木村の歴史を伝える『朽木村史』全2巻が刊行されている。

これらの自治体史誌は、編さんにかかる調査期間や編集方針等にはそれぞれ違いがあり、地元の郷土史家が中心となり、地域に残る資料や伝承を町民の目線でまとめた『新旭町誌』、『マキノ町誌』、歴史系の有識者を編集委員や執筆委員に迎え、古文書調査等を経て地域の歴史を記した『高島町史』、『今津町史』、『朽木村史』、そして、本市出身の民俗学者・橋本鉄男氏の尽力で貴重な民俗調査の成果が盛り込まれた『朽木村志』、『安曇川町史』に分類することができる。

また、市内各地で大字史の編さんも行われており、これらには地域独自の調査によって発見された資史料や、地元につながる伝承等が紹介されている例も少なくない。

② 現況調査

旧新旭町では、平成11（1999）年度から平成14（2002）年度に、木津荘域の現況を記録することを目的とした現況調査を実施している。木津荘は、保延4（1138）年に旧饗庭村（現在の新旭町北部地域）に成立した比叡山直轄の荘園である。この現況調査では、現地調査および聞き取り調査を実施し、水利・耕地、地名、民俗慣行等にかかる調査成果をまとめ、報告書Ⅰ・Ⅱを刊行している。

また、同じく旧新旭町においては、平成14（2002）年度から平成16（2004）年度に、清水山城館跡とその城下の現況調査が行われ、報告書を刊行している。

③ 有形文化財調査

建造物については、滋賀県が実施した近世社寺建築調査、近代和風建築調査、近世民家調査、近代化遺産調査等により、その概要が把握された。また、旧高島町においては、平成8（1996）年度から平成15（2003）年度に大溝城下町区域を調査対象範囲として「福井家住宅」、「旧大溝城下町の調査」、「大溝陣屋総門」の調査が行われ、それぞれ報告書が刊行されている。その他、『今津町史』および『朽木村史』編さん時に、それぞれ域内の主な歴史的建造物の調査が行われている。



歴史資料（大般若経）の調査

歴史資料（古文書）調査については、旧町村時代の郷土史編さんの過程において、6町村それぞれで実施されている。合併後には、平成23（2011）・24（2012）年度に大溝藩分部家文書が市に寄贈されたことを契機として文書調査が行われ、目録が刊行された。大溝藩分部家文書は、この調査成果を受けて、平成27（2015）年に滋賀県有形文化財に指定された。

④ 文化的景観調査

平成16（2004）年の文化財保護法改正により、新たに文化財として位置付けられた文化的景観について、本市では平成17（2005）年度から、文化的景観の保存活用調査を実施した。本調査では、まず市内の文化的景観候補地を選定することから始め、市内10箇所の選定候補地が挙げられた。その後、地域住民の意向調査や文化的景観としての保存状況の確認等を経て、平成17（2005）年度から19（2007）年度に海津・西浜・知内の水辺景観、平成19（2007）年度から21（2009）年度に針江・霜降の水辺景観、平成24（2012）年度から26（2014）年度に大溝の水辺景観の調査を実施した。調査は、自然・歴史・民俗・建築・歴史地理・社会環境の各分野で、有識者の指導を得て実施し、報告書を刊行した。調査を実施した3地域は、調査成果を受けて、それぞれ重要文化的景観に選定された。

⑤ 名勝庭園調査

本市に所在する二つの名勝について、以下の調査等が行われている。

名勝朽木池の沢庭園は、地元に残る貴族の隠遁伝承により、その存在が知られていたが、昭和55（1980）年に旧朽木村が実施した地形測量と発掘調査で確認された池跡や中島、出土土器から鎌倉時代前期（13世紀初頭）の庭園と判明した。平成18（2006）年度から本市が確認調査を実施し、旧河道の窪みや山裾からの湧水、露出する岩盤など、自然地形を巧みに利用した庭園意匠を確認した。本庭園はこういった調査成果を受けて、平成24（2012）年1月24日に、名勝に指定された。

旧秀隣寺庭園は、朽木くつきたねつな種綱の居館である岩神館に足利義晴が滞在した際に築造された

第4章 文化財の保存と活用に関する現状と課題

と伝わる庭園である。室町時代の代表的な庭園として、昭和10（1935）年に、名勝に指定され、興聖寺^{こうしょうじ}の境内環境と共に保護されてきた。平成29（2017）年より、今後の保護、修復・整備に向けた方針や整備後の活用に向けた専門委員会が設置され、調査や整備事業が進められている。

⑥ 食文化調査

滋賀県が平成6（1994）年度～平成8（1996）年度に実施した伝統食文化調査において、概要および市域の代表的な食文化を把握した。また、平成21（2009）年には、高島市商工会高島ブランド研究会により、高島の魅力発信を目的とした食文化調査が実施され、「食の贈り物暦」が作成された。

表3 既存調査の状況

		マキノ	今津	新旭	安曇川	朽木	高島
有形文化財	建造物	△	○	△	△	○	○
	美術工芸品	△	△	△	△	△	△
無形文化財		△	△	△	△	△	○
民俗文化財	有形民俗文化財	△	△	△	△	△	○
	無形民俗文化財	△	△	△	△	○	○
記念物	遺跡	—	○	○	○	○	○
	名勝地	—	○	—	—	○	—
	動物・植物・地質鉱物	△	△	△	△	○	△
文化的景観		○	○	○	○	○	○
伝統的建造物群		○	—	—	—	—	—
埋蔵文化財		○	○	○	○	○	○
その他		△	△	△	△	△	△

（凡例）○：概ね調査ができている △：さらに調査が必要 —：該当なし 未：未調査
なお、記念物については指定物件を対象とする。

(2) 保存と継承に関する現状

建造物の保存修理事業では、合併前の旧安曇川町において、平成9（1997）年度～11（1999）年度にかけて重要文化財の若宮神社本殿の解体修理が実施されたほか、合併後の平成24（2012）年度には、市指定文化財の日吉二宮神社本殿の保存修理が行われている。

また、台風の被害を受けた文化財の修復事業として、平成30（2018）年度から令和3（2021）年度までの予定で、県指定文化財の波爾布^{はにふ}神社本殿の災害復旧工事が進められているほか、同じく平成30（2018）年度に、重要文化的景観の重要な構成要素である海津・西浜の石積みおよび徳善寺山門の災害復旧工事が行われた。

なお、近年、新たに国や県の文化財指定を受けた建造物（重要文化財の思子淵神社本殿ほか2棟・県指定文化財の大田神社本殿）および重要文化財・宗正寺十一面観音菩薩坐像においては、防災施設の設置工事が行われた。

このほか、史跡・名勝の維持管理や建造物の防災施設点検、重要文化財（彫刻）が安置されるお堂周辺の清掃などの文化財管理事業が、継続的に実施されている。

(3) 発信と活用に関する現状

① 講座・講演会等

平成21（2009）年度から年毎にテーマを定め、講座および数回の現地見学会を行う「たかしま歴史楽」を開催している。これには連続して参加する人も多く、市内外の多くの人に本市の文化財を知ってもらうきっかけ作りとなっている。また、市内で行われている調査事業や「たかしま歴史楽」の年間テーマに合わせて、講演会（フォーラム）を開催している。市内のホールを会場とし、より多くの人に高島の歴史に関する専門家の講話を聞く機会を提供している。



歴史講座



現地見学会

② 情報発信

旧町村地域ごとに主な遺跡を紹介した「遺跡散策マップ」を作成し、埋蔵文化財の普及・発信に努めた。また見学者の多い継体大王関連史跡、清水山城館跡、重要文化的景観等については、それぞれ見どころを解説したガイドマップを作成しているほか、山城・古代寺院・中世荘園・建造物・近世の北国街道等のテーマを定めた「高島歴史探訪ガイドブック」の発行や、文化財案内看板の設置を続けている。

また、安曇川流域のシコブチ信仰とその周辺史跡については、高島市文化遺産活用実行委員会が現地調査等を踏まえたマップを発行している。

市が月刊で発行する「広報たかしま」には、平成17（2005）年の創刊当初から「高島市歴史散歩」を連載し、市内の文化財情報、その時々が発掘成果、文化財の見どころ等を紹介している。また平成29（2017）年には、約100話分を冊子にまとめ、「高島市歴史散歩」として刊行した。

市ホームページでは、主に見学可能な史跡や文化財、各資料館および中江藤樹記念館の展示案内を掲載しているほか、フェイスブックやツイッター等を活用した情報発信を続けている。

③ 資料館等施設

市内には、歴史系の情報発信および資料収蔵施設として3つの資料館と本市出身の儒学者・中江藤樹を紹介する近江聖人中江藤樹記念館がある。また観光施設に位置付けられる文化の情報発信施設として、琵琶湖周航の歌資料館と今津ヴォーリズ資料館がある。

表4 資料館等施設一覧

施設名	所在地	設置年	主な展示・活動内容
高島歴史民俗資料館	鴨2339番地	昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> 鴨稻荷山古墳を始めとした市内の史跡や考古資料および大溝藩関係資料の展示を行う。 市内歴史系資料館の統括館として、専門知識を持つ職員を常時配置し、来館者への案内、市内の歴史情報の発信、問い合わせ対応等を担っている。
朽木資料館	朽木野尻478番地22	昭和56年	<ul style="list-style-type: none"> 朽木池の沢庭園、木地師道具等の朽木地域関係資料および移築民家と民具の展示を行う。 朽木陣屋跡に所在し、朽木の歴史学習・見学の拠点として活用している。

第4章 文化財の保存と活用に関する現状と課題

施設名	所在地	設置年	主な展示・活動内容
近江聖人 中江藤樹 記念館	安曇川町上小川 69番地	昭和62年	<ul style="list-style-type: none"> ・中江藤樹関係資料の保存と展示を行う。 ・毎年、中江藤樹に関連するテーマを定め、展示室の一画で企画展を開催している。
マキノ資料館	マキノ町蛭口 260番地	平成4年	<ul style="list-style-type: none"> ・マキノ地域の民俗・歴史資料を中心に展示を行う。 ・市内の古文書クラブの活動場所としても活用している。
琵琶湖周航の 歌資料館	今津町中沼一丁目4番地1 今津東コミュニティーセンター内	平成10年 (設置) 令和2年 (移転)	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖周航の歌の作詞者・原曲者に関する資料の展示を行う。 ・複数の歌手や演奏家による琵琶湖周航の歌が聴ける視聴コーナーを設置。
今津 ヴォーリス 資料館	今津町今津17 5番地	平成15年	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は、大正12年に百州三銀行今津支店として建てられた。ウィリアム・メレル・ヴォーリス設計で、国登録有形文化財。 ・ヴォーリス関係資料の展示を行うほか、管理団体によりレストラン等として活用されている。

このほか、マキノ町白谷に登録有形文化財である茅葺民家を活用した民営の白谷荘歴史民俗博物館があり、前館長が収集した多数の明治の教科書資料、マキノ地域を中心とした民俗資料、歴史資料が展示されている。

第4章 文化財の保存と活用に関する現状と課題



図2.3 資料館等施設の位置図 (国土数値情報〔湖沼、行政区域データ〕、基盤地図情報〔基本項目データ〕を加工して作成)

④ 市民の活動

市域では、歴史の学習や調査、文化財の保存・継承および文化財を活かした地域づくりを目指す以下の団体による活動が行われており、市と協働した取り組みも行われている。なお、高島市文化遺産活用実行委員会は、平成26（2014）年に高島市の文化財を再発見し、その価値を再評価するための調査や研究、記録、普及、継承等を行うことを目的として、表5に掲げる5団体と高島市教育委員会で構成する実行委員会である。

表5 文化財関係団体と活動の概要

団体名	活動の概要
清水山城楽クラブ	国史跡・清水山城館跡の魅力を活かし、歴史体験活動を行う。また市との協働により見学ルートの整備および見学ツアーでの案内役を務める。
高島の歴史を考える会	市内の歴史愛好者が集い、高島市の歴史を学び、その成果を年度ごとに『研究集録 太加之萬』にまとめて発行している。
高島万葉の会	万葉の和歌を素材として、高島の風土と歴史・文学を学ぶ。
【高島市文化遺産活用実行委員会】 朽木の知恵と技発見プロジェクト	朽木地域に伝わる植物繊維を使った布作りの技術の継承と道具の保存および古屋六斎念仏踊りの継承支援と記録作成に取り組む。
【高島市文化遺産活用実行委員会】 安曇川流域文化遺産活用推進協議会	安曇川流域に伝わるシコブチ信仰の調査を実施し、関係地を紹介したマップを作成した。また、シコブチ案内ガイドの養成と見学コースの設定を進める。
【高島市文化遺産活用実行委員会】 高島の盆踊り歌保存会	毎年7月下旬に、市域に伝わる伝統的な盆踊り歌を継承する6団体が一つの会場に集まり、それぞれの盆踊りを踊る「高島おどり」を開催している。
【高島市文化遺産活用実行委員会】 マキノ資料保存実行委員会	市外の有識者・専門家等が、マキノ町知内区に残る古文書を中心に調査研究をすすめ、区有文書については、地域住民を対象として「村の日記を読む会」を開催している。また地域の伝統的漁法の継承を目指し、毎年6月に漁業体験会を開催している。
【高島市文化遺産活用実行委員会】 ヴォーリス今津郵便局の会	登録有形文化財である旧今津郵便局を拠点として、建物の保存と公開および周辺のヴォーリス建築と連携した地域の活性化事業に取り組んでいる。

第4章 文化財の保存と活用に関する現状と課題

団体名	活動の概要
海津・西浜・知内地域文化的景観まちづくり協議会	市との協働により、重要文化的景観「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」の保存と、その魅力を活かした地域活性化事業に取り組んでいる。
針江・霜降の水辺景観まちづくり協議会	市との協働により、重要文化的景観「高島市針江・霜降の水辺景観」の保存と、その魅力を活かした地域活性化事業に取り組んでいる。
大溝の水辺景観まちづくり協議会	市との協働により、重要文化的景観「大溝の水辺景観」の保存と、その魅力を活かした地域活性化事業に取り組んでいる。
マキノ自然観察倶楽部	赤坂山を中心としたマキノの豊かな自然を守り、多くの人とその豊かさに共感できることを目指して、ガイドブックの発行や見学イベントの実施に取り組んでいる。
NPO 法人高島トレイルクラブ	古道やかつての山道を高島トレイルとして整備し、案内・情報発信を続ける。

2. 文化財の保存と活用に関する課題

ここまでに述べた本市の文化財の保存と活用に関する現状から、次のような課題が考えられる。

(1) 調査に関する課題

- ① 建造物、歴史資料（古文書）については県調査および郷土史誌編さん時の調査等で、一定の状況把握がなされ、その後の指定につながっているものもあるが、美術工芸品、無形文化財、民俗文化財等に未調査のものが多く、調査が課題となっている。

なお、歴史資料（古文書）については、区や自治会、寺社や個人宅の蔵などから重要文書が新たに発見されることも多く、解読や目録作成等に対応できる体制整備が必要となっている。

また、公益財団法人藤樹書院および中江藤樹記念館には、藤樹研究に用いられた書籍等を含めた貴重な資料が保管されているが、活用される機会が少なく、今後は詳細調査および価値評価が必要となっている。

- ② 遺跡・名勝地については、現況調査が実施され、一定の状況把握がなされているが、動物・植物・地質鉱物に関しては、現状把握および現地での詳細調査が進んでいないことが課題となっている。
- ③ これまでの文化財把握調査により、本市の歴史・文化を管理する上で重要な文化財のうち、食文化、人物、伝統産業、自然・気候等について、調査が不足していることが課題となっている。

(2) 保存と継承に関する課題

- ① 旧町村時代に郷土史誌編さんや、県の調査、また一部では町村単独での文化財調査が進められ、調査報告書の刊行および文化財指定による保護措置が講じられている。一方で旧町村ごとにおいて調査内容や指定基準等に偏りが認められるため、現状を踏まえた指定や保存ができるよう、文化財保護審議会にて審議・協議を進める必要がある。
- ② 国指定史跡や名勝については、文化財ごとに個別に作成された保存活用計画および整備計画に基づき、地域住民の理解と協力を得ながら、計画の推進を図る必要がある。計画は、策定から一定の期間が経った場合は、更新が必要となる。

第4章 文化財の保存と活用に関する現状と課題

- ③ 旧町村時代に収集・保管した文化財は、当時の自治体単位で設置した収蔵庫等に分散保管されており、各文化財の所在や保存・管理状態が把握しづらい状態にあることから、総括的かつ継続的な保存管理をしていく必要がある。特に有形民俗文化財については、同様のものが複数保存されていたり、老朽化のため一部が破損していたりするものも多く、今後の活用を見据えた更なる整理が課題となっている。また、埋蔵文化財調査で得た出土遺物や、保存した写真・図面等が複数の収蔵庫に保管され、劣化や汚損等が進行しつつあることから、適切な保存と管理に努めることも併せて課題となっている。
- ④ 各施設とも経年劣化が懸念されることから、文化財の適切な保存管理に向けて対策および統合施設の整備等の検討を進める必要がある。また、収蔵スペース、展示スペースがともに不足していることから、今後は収蔵品の整理を進めるとともに、各館の機能を最大限に活用しながら、資料に直接触れることができるなど、より親しみやすい展示方法を検討する。
- ⑤ 高齢化等により、地域の文化財や伝統文化の継承が困難になっていることから、これまで地域住民に頼ってきた貴重な文化財の管理等について、地域と行政が協働して進める取り組みを検討していく必要がある。

(3) 発信と活用に関する課題

- ① 文化財が広範囲に多く点在するため、効率の良い見学コースの設定や多くの人が参加をしやすい文化財見学会や講座および展示の機会の提供が課題となっている。
- ② SNS等を利用した文化財の積極的な情報発信が必要となっている。
- ③ 文化財を活用する人材の育成が必要となっている。
- ④ 地域で文化財を活用する民間団体が複数存在し、それぞれ手法を模索していることから、行政との連携および支援が課題となっている。
- ⑤ 市内には多くの価値ある歴史的建造物が存在するが、所有者の高齢化や人口減少により適切な管理が年々難しくなっており、価値の発信と将来的な活用が課題となっている。